

高速道路の維持管理等に関する行政評価・監視
結果報告書

平成 27 年 3 月

中国四国管区行政評価局

《本報告書内の略語》

【NEXCO西日本】西日本高速道路株式会社

【IC】インターチェンジ

【JCT】ジャンクション

【SA】サービスエリア

【PA】パーキングエリア

【AED】自動体外式除細動器 (Automated External Defibrillator)

SAとPAを合わせて「休憩施設」としている。

目 次

第1	行政評価・監視の目的等	1
第2	行政評価・監視結果	2
1	交通の安全確保	2
(1)	交通安全施設等	2
(2)	逆走防止対策	11
(3)	案内標識	19
2	休憩施設利用者の利便・安全確保	42
(1)	バリアフリー	42
(2)	AED	75
(3)	受動喫煙防止対策	80

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

高速自動車国道（道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第4条に基づく高速道路。以下「高速道路」という。）は、全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し、経済・産業活動を支える重要な基盤施設であり、道路管理者は、道路法（昭和27年法律第180号）第42条に基づき、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならないとされているほか、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第16条等に基づき、駐車施設等について移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。

この行政評価・監視は、高速道路利用者の安全及び利便の確保等の推進を図る観点から、高速道路の維持管理等の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 担当部局

中国四国管区行政評価局

3 実施時期

平成26年11月～27年3月

4 対象機関

NEXCO西日本中国支社

5 調査区間等

NEXCO西日本中国支社管理区間 1,053.3km のうち、888.0km（下表参照）及びその区間に所在する90休憩施設

（単位：km）

道路名	NEXCO西日本中国支社管理区間		左記区間のうち当局調査区間	
	区間名	延長	区間名	延長
中国自動車道	佐用IC～下関IC	420.7	津山IC～下関IC	389.2
山陽自動車道	備前IC～山口JCT	310.1	岡山IC～山口JCT	272.1
	宇部JCT～下関JCT	28.1	宇部JCT～下関JCT	—
広島自動車道	広島JCT～広島北JCT	17.2	広島JCT～広島北JCT	17.2
米子自動車道	落合JCT～米子IC	66.5	落合JCT～米子IC	66.5
浜田自動車道	千代田JCT～浜田IC	56.6	千代田JCT～浜田IC	56.6
岡山自動車道	岡山JCT～北房JCT	43.9	岡山JCT～北房JCT	43.9
山陰自動車道	松江玉造IC～出雲IC	33.9	松江玉造IC～宍道JCT	15.7
松江自動車道	三刀屋木次IC～宍道JCT	10.6	三刀屋木次IC～宍道JCT	10.6
広島呉道路		15.9		—
広島岩国道路		16.2		16.2
山陰自動車道(安来道路)		19.1		—
山陰自動車道(江津道路)		14.5		—
計		1,053.3 (100%)		888.0 (84%)

(注) 1 NEXCO西日本中国支社管理区間は、平成26年4月1日現在の営業中区間である。

2 道路名について、本報告書内では「中国道」、「山陽道」等と略して表記している。

第2 行政評価・監視結果

1 交通の安全確保

(1) 交通安全施設等

通 知	説明図表番号
<p>NEXCO西日本中国支社（以下「中国支社」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）等の関係法令、防護柵設置基準等の国土交通省各種通達、NEXCO西日本策定各種設計要領等に基づき交通安全施設を整備し、保全点検要領に基づく点検・報告等を基にその維持管理を行っている。</p> <p>また、中国支社は、交通事故について、件数、死傷者数、昼間・夜間、平日・休日、乾燥・湿潤等の分析を発生箇所（本線（IC間・JCT間等）、SA・PA内等）とともに分析を行い、事故多発箇所において、注意喚起策（事故多発箇所注意喚起標識、減速喚起標識、路面標示強化等）を講じるなど利用者の安全確保に取り組んでいる。</p> <p>今回、当局が走行調査した区間の中には、以下のとおり、交通安全施設等に関し、利用者の安全確保の観点から改善が必要と考えられる事項がみられた。</p>	<p>図表 1-(1)-①</p>
<p>ア 防護柵</p> <p>防護柵は、主として進行方向を誤った車両が路外または対向車線に逸脱することを防ぐとともに、車両乗員の傷害及び車両の破損を最小限にとどめて、車両を正常な進行方向に復元させることを目的としており、また、副次的に運転者の視線を誘導するための施設である。</p> <p>中国支社では、「設計要領第五集 交通安全施設編 防護柵設置要領」（平成23年7月NEXCO西日本策定）等を基に防護柵を設置している。</p> <p>同設置要領では、複柱の大型標識等については、車道を逸脱した車両が直接衝突することを避けるように防護柵を設置することとされているが、設置されていない箇所がみられた。</p>	<p>図表 1-(1)-②</p>
<p>イ 視線誘導標</p> <p>視線誘導標は、前方の道路線形や側方の道路端部を明らかにし、運転者の視線を誘導することにより、適切な走行基準を提供するための施設であり、特に夜間において、安全かつ円滑な交通を確保する上で有効な施設である。</p> <p>中国支社では、「視線誘導標設置要領」（平成26年7月NEXCO西日本策定）等を基に視線誘導標を設置している。</p> <p>(ア) 視線誘導標設置要領では、本線には左右両側に連続して視線誘導標を設置する（前方の線形を連続的に視認できる道路照明施設がある場合を除く）こととされ、その設置間隔は、最大で50mとされているが、設置間隔が50m以上となっている箇所や、植栽・草の繁茂により視認できる視線誘導標の間隔が50m以上となる可能性がある箇所がみられた。</p> <p>(イ) 視線誘導標設置要領では、本線左側に原則白色の視線誘導標を設置し、</p>	<p>図表 1-(1)-③</p> <p>図表 1-(1)-③</p>

通 知	説明図表番号
<p>登坂車線の終了部など車線数が減少する箇所（テーパー部）等においては「注意」の意味を表す橙色の視線誘導標を設置することとされているが、登坂車線のテーパー部に橙色の視線誘導標が設置されていない箇所がみられた。</p>	<p>(再掲)</p>
<p>ウ 区画線</p> <p>区画線は、道路標示とともに、交通の流れを誘導し運転者に必要な案内、警戒、規制あるいは指示を示して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することを目的としており、中国支社では、「設計要領第五集 交通安全・交通管理施設編 道路標示および区画線設置要領」（平成 21 年 7 月 N E X C O 西日本策定）等を基に設置しているが、車道外側線（路肩と車道を区別する左側の線や中央分離帯近くの右側の線）等の各種区画線について、車両の通行による摩耗等のため薄くなっている箇所が複数みられ、また、特に薄れていることで危険度が高くなると考えられる車線境界線（片側二車線の中央の区画線）について、薄くなっている箇所もみられた。</p>	<p>図表 1-(1)-④</p>
<p>エ 車間距離確認標示板</p> <p>車間距離確認標示板は、運転者に適正な車間距離確保の注意を喚起するため、原則 I C 間に 1 箇所以上設置されるものである。</p> <p>中国支社では、「設計要領第五集 交通管理施設編 標識設置要領」（平成 26 年 7 月 N E X C O 西日本策定）に基づき、車間距離確認標示板を設置しており、同標示板は、確認基点〔0m〕、40m(もしくは 50m)及び 80m(もしくは 100m)の 3 基の標示板を原則 2 回繰り返すことにより、運転者に車間距離の確認を促す施設である。</p> <p>また、確認基点の概ね 200m 手前には「車間確認 200m 先」とする予告標示板を設置することとされているが、次のような箇所がみられた。</p> <p>(ア) 予告標示板は設置されているが、その先の標示板が設置されていない箇所</p> <p>(イ) 3 基の標示板のいずれかが欠損している箇所</p> <p>(ウ) 標示の汚れ、薄れ等により視認しづらくなっている箇所</p>	<p>図表 1-(1)-⑤</p>
<p>オ その他</p> <p>運転者に混乱を生じさせかねない標識が設置されている箇所がみられた。</p> <p>なお、これらの中には、結果通知を行うまでに改善措置が講じられたもの、雪氷期間終了後等に順次措置を講じる予定のものがある。</p>	<p>図表 1-(1)-⑥</p>
<p>【所見】</p> <p>したがって、中国支社は、高速道路利用者の安全を確保する観点から、各種交通</p>	

通 知	説明図表番号
<p>安全施設及びその他設置物について、各種基準に適合しているか、運転者に誤認を生じさせる可能性がないか等の視点で常に確認・点検しつつ、整備・更新等を行うとともに、各種基準に適合していない状況や運転者に誤認を与えかねない状況等がみられた場合、順次速やかに改善措置を講じる必要がある。</p>	

図表 1-(1)-① 主な関係法令等

○ **道路法**（昭和 27 年法律第 180 号）〈抜粋〉

（道路の維持又は修繕）

第 42 条 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

（道路標識等の設置）

第 45 条 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に道路標識又は区画線を設けなければならない。

○ **高速自動車国道法**（昭和 32 年法律第 79 号）〈抜粋〉

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、高速自動車国道に関して、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に定めるもののほか、路線の指定、整備計画、管理、構造、保全等に関する事項を定め、もって高速自動車国道の整備を図り、自動車交通の発達に寄与することを目的とする。

○ **防護柵の設置基準**（平成 16 年国土交通省道路局長通達）〈抜粋〉

1-2 防護柵の定義

本基準において「防護柵」とは、主として進行方向を誤った車両が路外、対向車線または歩道等に逸脱するのを防ぐとともに、車両乗員の傷害および車両の破損を最小限にとどめて、車両を正常な進行方向に復元させることを目的とし、また、歩行者および自転車の転落もしくはみだりな横断を抑制するなどの目的をそなえた施設をいう。

2-1 設置区間

下記各号のいずれかに該当する区間または箇所（以下「区間」という。）においては、道路および交通の状況に応じて原則として、車両用防護柵を設置するものとする。

(1) 主として 車両の路外（路側を含む。以下「路外」という。）への逸脱による乗員の人的被害の防止を目的として路側に車両用防護柵を設置する区間

① 盛土、崖、擁壁、橋梁、高架などの区間で路外の危険度が高く必要と認められる区間

○ **視線誘導標設置基準**（昭和 59 年建設省都市局長・道路局長通達）〈抜粋〉

1-2 視線誘導標の定義

視線誘導標とは車道の側方に沿って道路線形等を明示し、運転者の視線誘導を行う施設をいう。

3-2-1 設置区間

高速自動車国道等には、原則として全線連続して視線誘導標を設置するものとする。ただし、道路照明施設がある場合は設置を省略することができる。

3-2-2 設置方法

(1) 設置場所等

視線誘導標の設置場所並びに反射体の色、個数、配列及び大きさは次表に示すとおりとするものとする。

視線誘導標の設置場所	反射体		
	色	個数と配列	大きさ(mm)
本線左側路側	白色	単眼	直径 100
中央分離帯及び本線右側路側	橙色	単眼	直径 100
ランプ	橙色	単眼	直径 100
変速車線	橙色	複眼縦配列	直径 100


(2) 設置間隔

視線誘導標相互の設置間隔は、道路の線形等を勘案し定めるものとする。

ただし、最大設置間隔は 50m とするものとする。

(注) 下線は当局が付した。


図表 1-(1)-② 防護柵に関する事例

事例の種類	複柱の大型標識等について、車道を逸脱した車両が直接衝突することを避けるように防護柵を設置することとされているが、設置されていない箇所
	
<p>中国支社は、当該箇所のように防護柵設置が必要な箇所について、随時設置することとしている。</p> <p>(注) 当局の調査結果による。</p>	

図表 1-(1)-③ 視線誘導標に関する事例

事例の種類	視線誘導標の設置間隔は、最大で 50m とされているが、設置間隔が 50m 以上となっている箇所
<p>中国道下り筒賀 P A から吉和 I C 間の一定区間を抽出し確認したところ、左側の視線誘導標の設置間隔が 50m 以上となっている箇所が 43 箇所、最長の間隔は 180m であった。</p> <p>中国支社は、欠損箇所について、雪氷期間終了後、順次設置することとしている。</p>	
事例の種類	植栽・草の繁茂により視認できる視線誘導標の間隔が 50 メートル以上となる可能性がある箇所
 <p>中国支社は、草刈は年 1 回行っており、樹木伐採等の植栽作業についても本線側に張り出しがあるもの、視認性に障害があるもの等から順次実施することとしている。</p> <p>(注) 当局の調査結果による。</p>	

(図表 1-(1)-③続き)

事例の種類	「注意」の意味を表す橙色の視線誘導標が設置されていない箇所（登坂車線のテーパー部）
	
中国支社は、当該箇所について、順次取替を実施することとしている。	

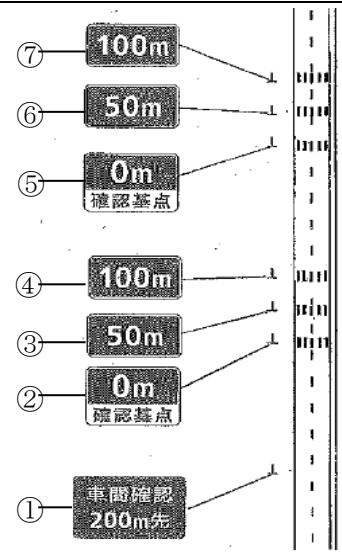

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(1)-④ 区画線に関する事例

<p>事例の種類</p>	<p>車道外側線（路肩と車道を区別する左側の線や中央分離帯近くの右側の線）等の各種区画線について、車両通行による摩耗等のため薄くなっている箇所 （写真A：バスストップレーンとの車線境界線の薄れ、写真B：左側車道外側線の薄れ） 特に薄れていることで危険度が高くなると考えられる車線境界線（片側二車線の中央の区画線）が薄くなっている箇所（写真C）</p>
<p>A</p> 	<p>B</p> 
<p>C</p> 	<p>中国支社は、区画線の薄れについて、雪氷期間終了後、順次措置を講じることとしている。</p>

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(1)-⑤ 車間距離確認標示板に関する事例

事例の類型	車間距離確認標示板の欠損がある箇所
<p>○ 予告標示板（右図①）が設置されているが、その先の標示板（右図②～⑦）が設置されていない箇所：1箇所</p> <p>○ 3基の標示板のいずれかが欠損している箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1回目の3基標示板（右図②～④）が欠損している箇所：2箇所 ・ 確認基点（右図②もしくは⑤）の欠損：2箇所 ・ 確認基点と2基目（右図②と③、もしくは⑤と⑥）の欠損：1箇所 ・ 3基目（右図④もしくは⑦）が欠損している箇所：1箇所 <p>中国支社は、当該箇所の標示板については、点検により腐食・変形がみられたため一旦撤去したものとしており、今後下記事例のような視認性が悪くなっている箇所等も含め、順次取替を実施することとしている。</p>	 <p>車間距離確認標示板の基本例（標示板は緑地に白文字）</p>
事例の類型	車間距離確認標示板が汚れ、薄れ等により視認しづらくなっている箇所
	

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(1)-⑥ その他の事例

事例の類型	I Cから本線への流入車両に運転者に混乱を生じさせかねない標識が設置されている箇所
<p>I Cから本線合流部の手前に「追い越し禁止 右側へ」とする標識がI Cからの流入車両に見える方向に設置されており、運転者を混乱させ、結果逆走を誘発する可能性も否定できない箇所がみられた。</p>	
	
<p>中国支社は平成 27 年 2 月に当該標識を撤去している。 〈中国支社への確認結果〉当該標識は、本線側で車線規制を実施する際に使用する固定用規制標識であり、規制の際に本線側へ回転させる標識である。</p>	

(注) 当局の調査結果による。

(2) 逆走防止対策

通 知	説明図表番号
<p>高速道路での逆走は重大事故につながる可能性が高いため、中国支社では、これまで各種の防止対策（県公安委員会又は中国支社が設置する車両進入禁止等の規制標識、ホームページでの啓発等ソフト面での対策を含む。）を進めている。</p> <p>〔例〕 ・ 逆走発生の可能性が高い本線合流部への大型矢印路面標示やラバーポール設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休憩施設進入口における逆走注意喚起標識の設置 ・ 休憩施設駐車場における本線方向を示す案内標識の設置や矢印路面標示 ・ 一部の休憩施設等におけるLED式逆走警告標示板や赤色回転灯等の設置 <p>中国支社管内では、平成23年度から25年度に24件の逆走事案が確認されており（通報等により運転者が捕捉できた事案）、平成26年度においては、そのうち逆走が複数回発生している箇所（山陽道西条IC及び江津道路江津IC）で高輝度矢印板の設置等を行っている（平成27年3月末実施）。平成27年度以降は当該対策の効果や逆走発生状況を検証し、対策内容や要対策箇所を検討する等継続的に取り組むこととしている。</p> <p>（注）中国支社管内では、平成23年度から25年度間の逆走事案件数は減少傾向にあるが、全国的にみると依然として多く発生している状況にあり、26年度の対策は、全国の各高速道路株式会社が統一的に実施することとして、26年9月に公表している。</p>	<p>図表1-(2)-①</p> <p>図表1-(2)-②</p> <p>図表1-(2)-③</p>
<p>今回、各種の逆走防止対策について当局が調査した結果、以下のような状況がみられた。</p> <p>ア 雪氷対策期間におけるラバーポールの取り外し</p> <p>中国支社は、IC、JCT及び休憩施設からの本線合流部において、矢印路面標示を進め、ラバーポールについても設置可能な全箇所に設置している。</p> <p>しかし、除雪作業の支障となるとして、中国道、米子道、浜田道等において、ラバーポールを半年以上の期間、取り外している区間がある。</p> <p>〔状況〕ラバーポールが支障となり、完全に除雪ができず、残雪からのしみ出しによる路面凍結での事故が懸念されることから、雪氷対策期間（11月から4月上旬）において、IC本線合流部（27箇所）、JCT合流部（6箇所）、休憩施設本線合流部（44箇所）のラバーポールを取り外している。</p> <p>なお、当該取扱いに関する要領等は特段なく、平成21年から運用上取り外しており、除雪作業の実績については、例えば米子道で60日（平成25年度）となっている。</p> <p>そのほか、当局調査時において、取り外し箇所以外で破損によるラバーポール損失箇所がみられたが、中国支社は速やかに復旧を行っている。</p>	<p>図表1-(2)-④</p>
<p>イ ICオフランプ等におけるラバーポール設置状況</p> <p>山陽道広島東IC上りでは、本線との合流部手前に、広島高速道路1号線方面からの接続路との合流部があり、当該合流部には、矢印路面標示及びラバーポー</p>	<p>図表1-(2)-⑤</p>

通 知	説明図表番号
<p>ル設置の両方の措置が講じられていない。</p> <p>また、当局調査区間において確認した I C オフランプ 59 箇所では、矢印路面標示は全ての箇所にあった。そのうち、3 箇所がラバーポール設置の措置もとられていた。</p> <p>中国支社は、これらのうち、ラバーポールが設置可能な箇所について、交通管理者と協議しながら順次設置を行うこととしている。</p> <p>ウ 休憩施設における状況</p> <p>今回調査した 90 休憩施設の中には、次のような事例がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 進入口に設置された車両進入禁止標識が不鮮明（6 施設） (イ) 出口付近に設置された指定方向外進入禁止標識が不鮮明（1 施設） (ウ) 進入口に設置された逆走注意喚起標識が木で隠れ、視認しづらい状況にある（4 施設） (エ) 進入口において、逆走注意喚起標識の陰になり、車両進入禁止標識が視認しづらい状況にある（1 施設） (オ) 駐車場に本線方向案内標識がない（4 施設） (カ) 駐車場に設置された本線方向案内標識が不鮮明（2 施設） (キ) 駐車場内の矢印路面標示が薄れている <ul style="list-style-type: none"> a) 駐車場内の矢印路面標示の多く（3 か所以上）が薄れている（3 施設） b) 駐車場内の一部の矢印路面標示（特に進入口からの逆走を防止する観点から重要要素と考えられる進入口付近の矢印路面標示）が薄れている（1 施設） <p>なお、これらの中には、結果通知を行うまでに速やかに改善措置が講じられているものがある。</p> <p>エ 逆走事案に関する交通管理者との情報共有状況等</p> <p>中国支社は、逆走事案について、交通管理者と情報共有を行う体制を構築しており、一定の情報入手・分析を実施しているが、より有効な対策を検討する観点から、特に「病気・認知症疑い」以外を発生原因とする事案について、「□□ S A からの誤進入・方向間違い」等にとどまらず、逆走開始箇所や逆走に至った原因の詳細情報（例：S A の進入口からの逆走かそれとも出口本線合流部からか、I C からの本線合流部かそれともオフランプからの逆走か、単純な方向間違いによるものかそれとも高速道路が一方通行であることの無認識によるものか等）の把握・分析に努める余地がみられる。</p> <p>【所見】</p> <p>中国支社は、これまでも各種の逆走防止対策を進めているところではあるが、逆走は確認されている事案以外にも発生している可能性があり、また、いつどこで発生するか予測できないため、可能な限りの対策を講じることが重要と考える。</p>	<p>図表 1-(2)-⑥</p>

通 知	説明図表番号
<p>したがって、中国支社は、逆走防止対策を一層進める観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 除雪作業方法の見直し、あるいは取り外し後のラバーポールの代替措置等、雪氷対策期間における逆走防止対策を後退させない方策を検討すること。</p> <p>② ICオフランプ等へのラバーポールの設置等に関しては、公安委員会と協議しつつ順次設置を行うとともに、休憩施設でみられたような事例については、同様の状況が発生しないよう適切な維持管理を行うこと。</p> <p>③ 今後の逆走発生事案（特に「病気・認知症疑い」以外を発生原因とする事案）に関する逆走開始箇所や逆走に至った原因について、交通管理者等との連携を進め、その詳細情報の把握・分析に努めること。</p>	

図表 1-(2)-① 中国支社が取り組んでいる主な逆走防止対策

<p>○ 本線合流部等への大型矢印路面標示やラバーポール設置</p>	<p>○ 休憩施設進入口における逆走注意喚起標識の設置、矢印路面標示</p>
	
<p>○ 休憩施設の駐車場における本線方向を示す案内標識の設置や矢印路面標示</p>	<p>○ 一部の I C、休憩施設における LED式逆走警告標示板や赤色回転灯等の設置</p>
	

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(2)-② 平成 23～25 年度中国支社管内発生逆走事案 (24 件) の状況

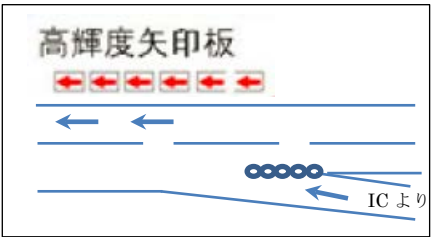
区分	概要
発生箇所(道路)	<p>○ 山陽道が最も多く (10 件)、以下、中国道 (4 件)、江津道路 (3 件)、米子道 (2 件)。 ○ 岡山道、浜田道、松江道、山陰道、広島岩国道路で各 1 件発生。</p>
発生箇所(施設)	<p>○ I C が最も多く (15 件)、以下、休憩施設 (4 件)、J C T (3 件)、料金所 (1 件)、バスストップ (1 件)。 ○ 複数発生箇所は、西条 I C (中国道)、江津 I C (江津道路) で各 2 件。</p>
発生原因	<p>○ 誤進入・方向間違い(12 件) が最も多く、以下、病気・認知症疑い (4 件)、不明 (4 件)、事故等に起因する操作誤り (2 件)、勘違い等(2 件)。</p>
発生時期	<p>○ 年度別にみると、平成 23 年度 : 15 件、24 年度 : 8 件、25 年度 : 1 件。 ○ 月別では、1 月～3 月 : 7 件、4 月～6 月 : 7 件、7 月～9 月 : 3 件、10 月～12 月 : 7 件。</p>

(注) 中国支社提出資料を基に当局が作成した。

図表 1-(2)-③ 平成 26 年度に中国支社が取り組む逆走防止対策

中国支社は、平成 23～25 年度に複数（2 件）の逆走が確認された山陽道西条 IC 及び江津道路江津 IC の本線合流部において、右図のように高輝度矢印板の設置等の対策を実施している（平成 27 年 3 月末実施）。

なお、大型矢印路面標示、ラバーポール設置及び規制標識設置については、平成 25 年度以前から既に措置が講じられている。



(注) 中国支社提出資料等を基に当局が作成した。

図表 1-(2)-④ 雪氷対策期間（11 月～4 月上旬）において、ラバーポールを取り外している区間

【浜田道】全区間の IC、休憩施設の本線合流部、浜田 JCT

【江津道路】浜田 JCT～江津西 IC の本線合流部

【広島道】広島北 IC、久地 PA

【米子道】全区間の IC、休憩施設の本線合流部

【岡山道】有漢 IC

【中国道】荷卸峠 PA（山口県）～美作追分 PA（岡山県）間の IC、JCT、休憩施設の本線合流部

- (注) 1 中国支社提出資料等を基に当局が作成した。
 2 IC 及び休憩施設については、上り及び下りの両方の本線合流部である。

図表 1-(2)-⑤ 矢印路面標示及びラバーポール設置の両方の措置が講じられていない箇所





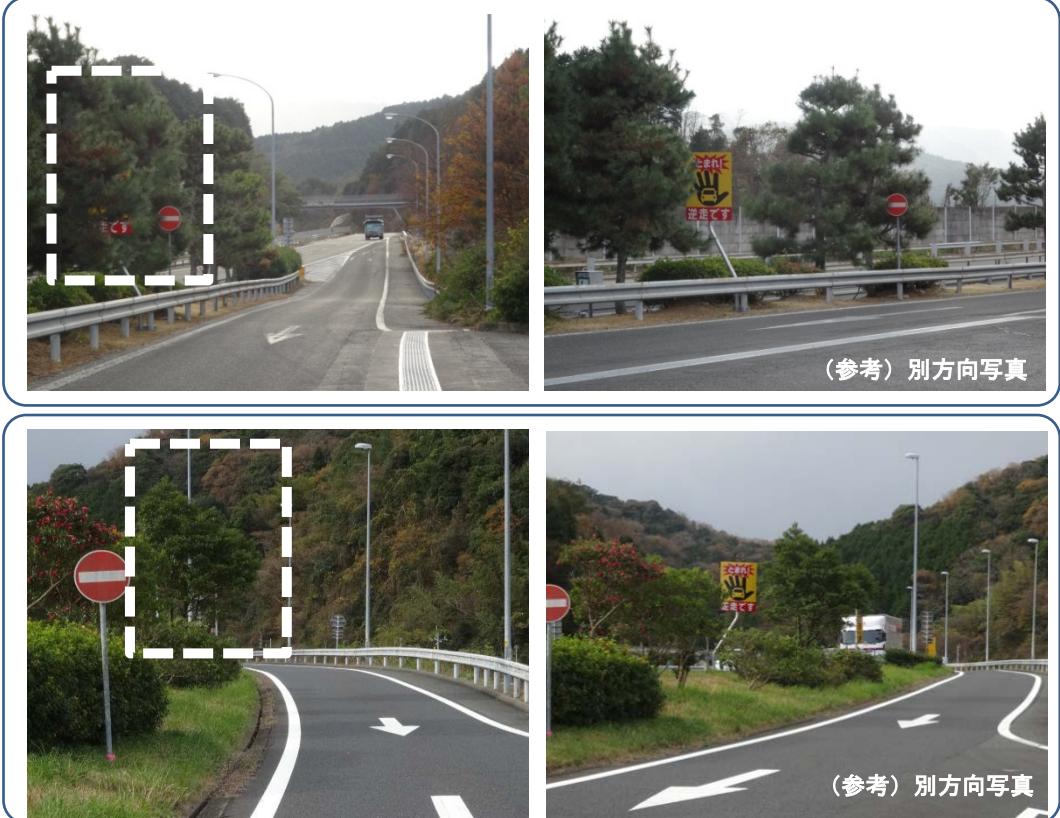
山陽道広島東 IC 上りでは、本線との合流部の前に、広島高速道路 1 号線方面からの接続路との合流部があり、当該合流部には、矢印路面標示及びラバーポール設置の両方の措置が講じられていない。

中国支社は当該箇所のような IC オンランプ合流部及び IC オフランプ合流部については、交通管理者と協議しながら順次設置を行うとしている。



(注) 当局の調査結果による。


図表 1-(2)-⑥ 休憩施設においてみられた事例

事例の類型 〈施設数〉	状 況【主な例】		
(ア) 車両進入禁止標識が不鮮明 〈6 施設〉			
(イ) 指定方向外進入禁止標識が不鮮明 〈1 施設〉			
(ウ) 逆走注意喚起標識が木で隠れ、視認しづらい 〈4 施設〉			

(図表 1-(2)-⑥続き)

事例の類型 (件数)	状況【主な例】
(エ) 逆走注意喚起標識の陰になり、車両進入禁止標識が視認しづらい 〈1施設〉	 <p>背後に進入禁止標識が設置されている。</p>
(オ) 本線方向案内標識がない 〈4施設〉	<p>[写真なし]</p>
(カ) 本線方向案内標識が不鮮明 〈2施設〉	
(キ) 矢印路面標示が薄れているもの a) 駐車場内の矢印路面標示の多くが薄れている 〈3施設〉	

(図表 1-(2)-⑥続き)

事例の類型 〈施設数〉	状況【主な例】
b) 駐車場 内の一部 の矢印路 面標示 (特に進 入口付近 の標示) が薄れて いる 〈1施設〉	

- (注) 1 当局の調査結果による。
2 中国支社は、(ア)及び(イ)については県公安委員会と協議を実施、(ウ)については平成 27 年 2 月に視認を阻害している枝葉の伐採を実施、(エ)～(キ)については順次措置を講じることとしている。

(3) 案内標識

通 知	説明図表番号
<p>ア 高速道路の方面表示都市名等</p> <p>高速道路に設置される案内標識については、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和 35 年 12 月 17 日総理府・建設省令第 3 号。以下「標識令」という。）第 2 条、第 3 条で、種類、設置場所、様式等が規定されている。</p> <p>道路標識の具体的な設置方法等については、「道路標識設置基準」（昭和 61 年 11 月 1 日付け建設省都市局長・道路局長から各地方建設局長・各都道府県知事・日本道路公団総裁等あて通達。以下「設置基準」という。）、「道路標識設置基準・同解説」（昭和 62 年 1 月、（社）日本道路協会。以下「設置基準解説」という。）で規定されている。また、これらを受けて、NEXCO 西日本は、「標識設置要領」（平成 26 年 7 月。以下「設置要領」という。）を定めている。</p> <p>高速道路の I C の入口ランプ分岐点に設置される案内標識（以下「I C 入口標識」という。）、I C 入口から高速道路本線合流直後に設置される案内標識（以下「確認標識」という。）、J C T の案内標識、I C 出口の案内標識（以下「I C 出口標識」という。）について、設置基準、設置基準解説、設置要領（以下「設置基準等」という。）では、おおむね次のように規定されている。</p> <p>① I C 入口標識には、遠方の大都市名を表示し、確認標識の最下段に表示する都市名と一致させるのが望ましい。やむを得ず一致させられない場合にも、運転者が方向を認識しやすい著名な都市名とする。</p> <p>② 確認標識は、高速道路の本線に流入した運転者が方面及び距離を確認し、若しくは本線走行者に現在地から遠方都市までの距離を案内するためのものである。上の 2 段には、順に、次の I C とさらに次の I C の番号、名称、距離を表示し、最下段には、遠方の大都市名の名称、距離を表示する。</p> <p>③ J C T の案内標識は、I C の出口案内標識と同様に一連の案内標識を設置するものとする。J C T の基本的案内標識体系は、2 km 予告標識、1 km 予告標識、500m 予告標識、行動点標識及び分岐点標識とする。J C T 通過後の確認標識は I C 通過後のものと同様とし、次の I C までの距離、更に次の I C までの距離、大都市までの距離の 3 枚板で案内する。視認性、判読性のため 4 枚設置するのを限度とする。</p> <p>④ I C 出口標識は、I C に近づいた運転者に対して、I C 番号、I C の名称、行先地名などを案内するものである。I C の出口付近に設置する 1 km 及び 500m の予告標識には I C 番号と I C 名称、接続する道路の路線番号、その I C から行ける都市名及び出口までの距離を表示する。表示する行先名欄は原則として左側を I C 名称、右側をその I C から行ける都市名とする。I C 出口において一般道路経由の方面を案内する標示板には、I C 出口予告標識で表示する行先地名、路線番号を表示するものとするが、その先の一般道路において、方面を案内する案内標識の案内都市名ともできるだけ整合性がとれるよう、関係機関と調整することが望ましい。</p>	<p>図表 1-(3)-①</p>

通 知	説明図表番号
<p>今回、中国支社が管理する9高速道路（中国道、山陽道、広島岩国道路、広島道、浜田道、岡山道、米子道、山陰道、松江道。以下「調査対象高速道路」という。）の66 I C及び調査対象高速道路が相互に接続する8 J C Tに設置された案内標識における方面表示都市名等について調査したところ、次のとおり、設置基準等に即していないとみられる事例が認められた。</p> <p>i) I C入口標識の表示と本線合流後の確認標識の表示について</p> <p>① I C入口標識に遠方の大都市名が表示されていないもの（3箇所）</p> <p>② 確認標識に遠方の高速道路名が表示されているものや具体的な J C T名の表示がないもの（8箇所）</p> <p>ii) I C出口標識の表示と I C出口に接続する一般道の表示について</p> <p>① I C出口標識に表示された一般道経由の都市名が I C出口に接続する一般道の表示と一致しないもの（7箇所）</p> <p>② I C出口標識に表示された一般道の路線番号が I C出口に接続する一般道の路線番号と一致しないもの（10箇所）</p> <p>iii) I C入口、J C T、I C出口を通じた表示都市名の連続性について</p> <p>○ I C入口、J C Tの案内標識に表示された都市名に連続性がないもの（2事例）</p> <p>一方、中国支社管内の高速道路における平成23年度から25年度の逆走発生事案24件の中には、「誤進入・方向間違い」によるものが12件を占めていることなどから、高速道路内における案内標識については、道路利用者にとって、分かりやすく、的確な表示が求められている。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、中国支社は、高速道路利用者の利便及び安全を確保する観点から、管内の高速道路における案内標識の方面表示都市名等について点検を実施するとともに、I C入口標識、I C入口から本線合流後の確認標識、J C T手前の案内標識、J C Tから本線合流後の確認標識、I C出口案内標識及びI C出口に接続する一般道の案内標識の表示の連続性、一貫性について検討のうえ、設置基準等に基づいた整備を行う必要がある。</p> <p>イ 案内標識の英語併用表示等</p> <p>高速道路に係る案内標識の英語併用表示及び県境案内標識について、標識令ではおおむね次のように規定されている。</p> <p>① 案内標識の英語による表示は、国土交通大臣が定めるところによるものとし、具体的な表記方法は、「道路の案内標識の英語による表示に関する告示」（平成26年3月国土交通省告示第327号）において定める。</p> <p>② 高速道路等以外の道路に設置する案内標識については、英語による表示は、</p>	<p>図表1-(3)-②</p> <p>図表1-(3)-③</p> <p>図表1-(3)-④</p> <p>図表1-(3)-⑤</p> <p>図表1-(3)-⑥</p> <p>図表1-(3)-⑦</p> <p>図表1-(2)-② (再掲)</p>

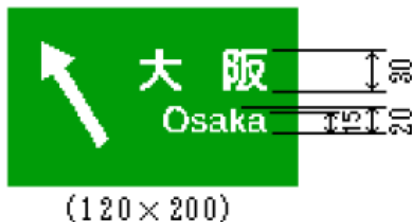
通 知	説明図表番号
<p>特に必要がない場合は、省略することができる。</p> <p>③ 現行標識令は平成 26 年 3 月に改正されたものであり、改正前の規定により設置されている案内標識は、当分の間、改正後の標識令の相当規定による種類の案内標識とみなし、次に標識を取り替える際に対応すること。</p> <p>④ 県境案内標識の設置場所は、「都府県境界の高速道路等の左側の路端又は中央分離帯」とする。</p> <p>今回、I C 入口標識、一般道から調査対象高速道路の入口への案内標識、調査対象高速道路本線上に設置された案内標識における英語併用表示の実施状況及び県境案内標識の設置状況について調査したところ、次のとおり、標識令に即していないとみられる事例が認められた。</p> <p>i) 案内標識に英語併用表示が実施されていないもの（10 箇所）</p> <p>ii) 高速道路本線上の県境から離れた地点に、県境と誤認されかねない標識が設置されているもの（5 箇所）</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、中国支社は、高速道路利用者の利便及び安全を確保する観点から、管内の高速道路における、英語併用表示の状況について点検を行うとともに、今後、計画的に標識令に基づく表示に改める必要がある。</p> <p>また、県境案内標識についても点検を行い、運転者に県境と誤認されかねない標識については、改善措置を検討する必要がある。</p>	<p>図表 1-(3)-⑧ 図表 1-(3)-⑨ 図表 1-(3)-⑩</p>

図表 1-(3)-① 関係法令等

○ 「道路標識設置基準」(昭和 61 年 11 月 1 日付け建設省都市局長・道路局長から各地方建設局長・各都道府県知事・日本道路公団総裁等あて通達。以下「設置基準」という。)、 「道路標識設置基準・同解説」(昭和 62 年 1 月、(社)日本道路協会。以下「設置基準解説」という。)、西日本高速道路株式会社の「標識設置要領」(平成 26 年 7 月。以下「設置要領」という。)において、高速道路の I C の入口ランプ分岐点に設置される案内標識(以下「I C 入口標識」という。)、I C 入口から高速道路本線合流直後に設置される案内標識(以下「確認標識」という。)、J C T の案内標識、I C 出口の案内標識(以下「I C 出口標識」という。)について、設置基準、設置基準解説、設置要領(以下「設置基準等」という。)では、概ね次のように規定されている。

① I C 入口標識

- ・ I C のランプ相互の分岐点及び必要と認められる導流路相互の分岐点には「方面及び方向(108の2-E)」を設置して、方面及び方向を案内するものとする。(設置基準)
- ・ 「方面及び方向(108の2-E)」は、I C において、運転者に対し、その目的とする方面のランプを案内するもので、矢印とそれぞれの方面を代表する地名を表示する。矢印の方向は、実際のランプの分岐方向に合わせるものとする。方面を代表させる地名としては、高速道路経由の方面を案内する標識には、遠方の大都市名を表示し、「方面及び距離(106-B)」の最下段に表示する都市名と一致させるのが望ましい。やむを得ず一致させられない場合にも、運転者が方向を認識しやすい著名な都市名とする。(設置基準解説)



「方面及び方向(108の2-E)」



「方面及び距離(106-B)」

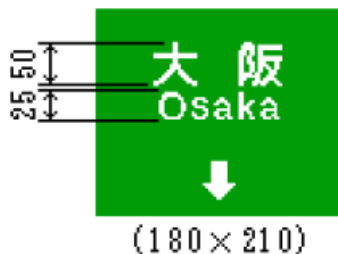
② 確認標識

- ・ 都市間高速道路に流入した地点、及び I C 間隔が大きい場合にはその中間地点に、「方面及び距離(106-B)」を設置して、方面及び距離を案内するものとする。(設置基準)
- ・ 「方面及び距離(106-B)」標識は、「確認標識」と呼ばれるもので、高速道路等の本線に流入した運転者が方面及び距離を確認し、若しくは本線走行者に現在地から遠方都市までの距離を案内するためのものである。表示内容は、上方の 2 段には、上から順に、次の I C とさらに次の I C について、それぞれの I C 番号、名称及び I C までの距離を表示する。最下段には、遠方の大都市の名称とその中心点までの距離を表示する。遠方の大都市としては、原則として県庁所在地のうち遠距離交通の目標となる都市を選ぶものとする。設置位置、設置方式は、I C の加速車線テーパー端から最小限 1 km 以上離し、I C 中間点までの箇所、設置しやすく、視認しやすい箇所の路側に設置する。I C 間隔が 3 km 以下の場合には、設置を省略することができる。(設置基準解説)

- ・ JCT通過後の確認標識はIC通過後のものと同様とし、次のICまでの距離、更に次のICまでの距離、大都市までの距離の3枚板で案内する。視認性、判読性のため4枚設置することを限度とする。(設置要領)

③ JCT案内標識

- ・ 都市間高速道路の本線相互の分岐地点の手前には、「方面及び車線 (107-A)」、「方面及び方向 (108 の 2-C)」を設置して、本線相互の分岐の案内を行うものとする。(設置基準)
- ・ 都市間高速道路が相互に接続する地点 (JCT) では、交通量の分岐を円滑に行うようにするため、分岐地点の手前に (107-A)、(108 の 2-C) を設置し、方面の表示を行うとともに、車線の指定や分岐形状に応じた方向を表示するものとする。標示板の設置は、(107-A) については当該車線上方に、門型 (又はオーバークリッジへの添加方式) により行うものとし、(108 の 2-C) については、F 型、門型又はオーバークリッジへの添加方式) により行うものとする。(設置基準解説)
- ・ 高速道路がお互いに交差、分岐する、いわゆる JCT の案内標識については、IC の出口案内標識と同様に一連の案内標識を設置するものとする。JCT の基本的案内標識体系は、① 2 km 予告標識、② 1 km 予告標識、③ 500m 予告標識、④ 行動点標識、⑤ 分岐点標識とする。JCT の案内標識は IC 出口案内標識以上に重要なものであってより目立つように、また、利用者が安全かつ確実に進行すべき方向に案内されるように① 2 km 予告標識を除いては、車線の直上にオーバーヘッド式で設置することを原則とする。(設置要領)



「方面及び車線 (107-A)」



「方面及び方向 (108 の 2-C)」

④ IC 出口標識

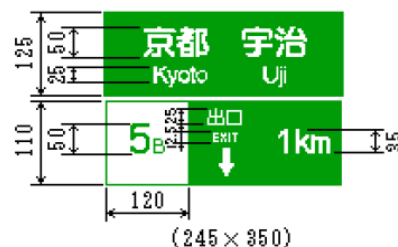
- ・ 都市間高速道路の出口分岐点の手前及び出口分岐点付近には、「出口の予告 (109)」、「方面及び出口の予告 (110-A)」、「方面及び出口 (112-A)」及び「出口 (113-A、B)」を設置して、出口の予告、行動点及び分岐点を案内するものとする。なお、出口に直結する車線が設けられている場合には、出口の予告として、「方面、車線及び出口の予告 (111-A)」を設置することができる。(設置基準)
- ・ 出口の案内標識は、IC に近づいた運転者に対して、IC 番号、IC の名称、行先地名などを案内するもので、本線上に設置する標識では重要なものであるから、表示内容、設置位置を慎重に決めなければならない。IC の出口付近に設置する一連の出口の案内標識は、ノーズ手前 2 km、1 km 及びテーパー端より 400m の 3 地点に予告標識を設置し、テーパー端及びノーズ内に、それぞれ行動点標識及び出口標識を設置する。(設置基準解説)
- ・ 1 km 及び 500m 手前に設置する予告標識「方面及び出口の予告 (110-A)」については、IC

番号、接続する道路の路線番号、その I C から行ける原則として 2 つ以内の都市名及び出口までの距離を表示する。都市名の選択にあたって対象となる都市がいくつかあるときは、交通の OD、人口、観光性などを総合的に判断して決めるものとする。また、2 つの都市名のうち左側に表示する都市名は、当該 I C の名称と合致させることを原則とし、〇〇北のように都市名に「東西南北」を付したような I C 名称の場合にも、その名称を都市名と同格とみなして、上記と同様に行先地名欄の左側に表示する。(設置基準解説)

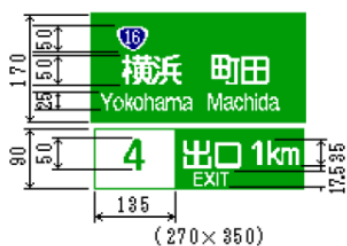
- 一般道路経由の方面を案内する標示板には、「方面及び出口の予告 (110-A)」で表示する行先地名、路線番号を表示するものとするが、その先の一般道路において、方面を案内する案内標識の案内都市名ともできるだけ整合性がとれるよう、関係機関と調整することが望ましい。(設置基準解説)
- 都市名の選択にあたって対象となる都市がいくつかあるときは、知名度、OD 交通量、人口、観光性などを総合的に判断して決めるものとする。国土交通省都市・地域整備局街路課長、道路局企画課長連名による「案内標識の表示地名に関する基準 (案) の改定について (平成 17 年 8 月 25 日)」の目標都市名、接続道路上における案内標識に表されている地名から選択する (都市内的高速道路においては I C 間隔が短い上に都市の規模が大きいため、目標地として都市名を選択するのが困難であり、大規模な工業基地、流通団地等を有する施設名、著名な史跡、名勝地及び沿道の著名な地名などから選択してもよいものとする。)。 (設置要領)



「出口の予告 (109)」



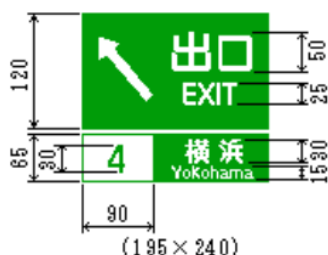
「方面、車線及び出口の予告 (111-A)」



「方面及び出口の予告 (110-A)」



「方面及び出口 (112-A)」



「出口 (113-A)」



「出口 (113-B)」

(注) 設置基準、設置基準解説及び設置要領を基に当局で作成した。

図表 1-(3)-② IC入口標識に「遠方の大都市名」が表示されていないもの（3箇所）

NO.	IC名	区分	IC入口標識	備考
1	岡山総社（岡山道）	上り	山陽道、瀬戸道	岡山、瀬戸大橋
		下り	中国道、米子道	北房、米子
2	賀陽（岡山道）	上り	山陽道、瀬戸道	岡山
		下り	中国道、米子道	北房
3	有漢（岡山道）	上り	山陽道、瀬戸道	岡山
		下り	中国道、米子道	北房

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「IC入口標識」欄は、標識令に基づく標識であり、「備考」欄は、標識令に基づかない補助標識である。

【NO. 1】（岡山総社IC入口標識）



【NO. 2】（賀陽IC入口標識）



【NO. 3】（有漢IC入口標識）



図表 1-(3)-③ 確認標識に遠方の高速道路名が表示されているものや具体的な J C T 名の表示がないもの（8箇所）

NO.	I C 名	区分	表示内容	備考
1	広島東（山陽道）	下り	広島 I C、広島分岐、 <u>中国道</u> 、北九州	遠方の高速道路名を表示
2	広島（山陽道）	下り	広島 J C T、五日市 I C、 <u>中国道</u> 、北九州	遠方の高速道路名を表示
3	大朝（浜田道）	上り	<u>中国道分岐</u> 、広島、山口、大阪	具体的な J C T 名（千代田 J C T）の表示なし
4	賀陽（岡山道）	上り	岡山総社 I C、 <u>山陽道分岐</u> 、広島、神戸	具体的な J C T 名（岡山 J C T）の表示なし
5	湯原（米子道）	上り	久世 I C、 <u>中国道分岐</u> 、岡山	具体的な J C T 名（落合 J C T）の表示なし
6	蒜山（米子道）	上り	湯原 I C、久世 I C、 <u>中国道</u> 、岡山	遠方の高速道路名を表示
7	江府（米子道）	上り	蒜山 I C、湯原 I C、 <u>中国道</u> 、岡山	遠方の高速道路名を表示
8	溝口（米子道）	上り	江府 I C、蒜山 I C、 <u>中国道</u> 、岡山	遠方の高速道路名を表示

(注) 当局の調査結果による。

【NO. 1】（広島東 I C の下り本線合流後確認標識）



【NO. 2】（広島 I C の下り本線合流後確認標識）



【NO. 3】（大朝 I C の上り本線合流後確認標識）



【NO. 4】（賀陽 I C の上り本線合流後確認標識）



【NO. 5】(湯原 I C の上り本線合流後確認標識)



【NO. 6】(蒜山 I C の上り本線合流後確認標識)



【NO. 7】(江府 I C の上り本線合流後確認標識)



【NO. 8】(溝口 I C の上り本線合流後確認標識)



図表 1-(3)-④ I C 出口標識に表示された一般道経由の都市名が I C 出口に接続する一般道の表示と一致しないもの (7 箇所)

NO.	I C 名	区分	I C 出口標識	接続する一般道の表示
1	下関 (中国道)	上り	下関、長府	「長府」は表示されていない
2	大野 (広島岩国道路)	上り	大野、宮島	「宮島口」と表示されている
3	徳山東 (山陽道)	上り	徳山東、下松	「下松」は表示されていない
4	徳山東 (山陽道)	下り	徳山東、下松	「下松」は表示されていない
5	瑞穂 (浜田道)	上り	瑞穂、石見	「石見」は表示されていない
6	瑞穂 (浜田道)	下り	瑞穂、石見	「石見」は表示されていない
7	旭 (浜田道)	下り	旭、金城	「金城」は表示されていない

(注) 当局の調査結果による。

【NO. 1】(下関 I C の上り方面出口標識)



(一般道接続部の標識)



【NO. 2】(大野 I C の上り方面出口標識)



(一般道接続部の標識)



【NO. 3】(徳山東 I C の上り方面出口標識)



(一般道接続部の標識)



【NO. 4】(徳山東 I C の下り方面出口標識)



(一般道接続部の標識)



【NO. 5】(瑞穂 I C の上り方面出口標識)



(一般道接続部の標識)



【NO. 6】(瑞穂 I C の下り方面出口標識)



(一般道接続部の標識)



【NO. 7】(旭 I C の下り方面出口標識)



(一般道接続部の標識)



図表 1-(3)-⑤ IC 出口標識に表示された一般道の路線番号が IC 出口に接続する一般道の路線番号と一致しないもの (10 箇所)

NO.	IC 名	区分	IC 出口標識	接続する一般道の表示	備考
1	津山 (中国道)	上り	R53、R179	R53	R179
2	院庄 (中国道)	上り	R53、R179	R179	R53
3	山口 (中国道)	上り	R9、R262	R262	R9
4	山口 (中国道)	下り	R9、R262	R262	R9
5	河内 (山陽道)	上り	R432	R2	R432
6	河内 (山陽道)	下り	R432	R2	R432
7	玖珂 (山陽道)	上り	R2、R437	R2	R437
8	玖珂 (山陽道)	下り	R2、R437	R2	R437
9	岡山総社 (岡山道)	上り	R180、R429	R180	R429
10	岡山総社 (岡山道)	下り	R180、R429	R180	R429

(注) 1 当局の調査結果による。

2 備考欄は、「IC 出口標識」に表示された一般道経由の路線番号のうち、IC 出口の一般道接続部における案内標識に表示されていないものである。

3 「R」は「国道」を表している。

【NO. 1】(津山 I C の上り方面出口標識)



(一般道接続部の標識)



【NO. 2】(院庄 I C の上り方面出口標識)



(一般道接続部の標識)



【NO. 3】(山口 I C の上り方面出口標識)



(一般道接続部の標識)



【NO. 4】(山口 I C の下り方面出口標識)



(一般道接続部の標識)



【NO. 5】(河内 I C の上り方面出口標識)



(一般道接続部の標識)



【NO. 6】(河内 I C の下り方面出口標識)



(一般道接続部の標識)



【NO. 7】(玖珂 I C の上り方面出口標識)



(一般道接続部の標識)



【NO. 8】(玖珂 I C の下り方面出口標識)

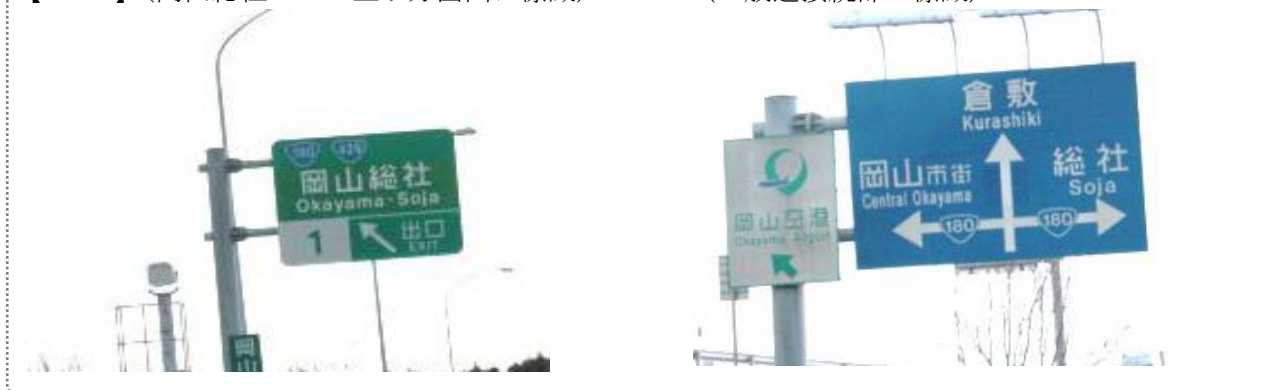


(一般道接続部の標識)



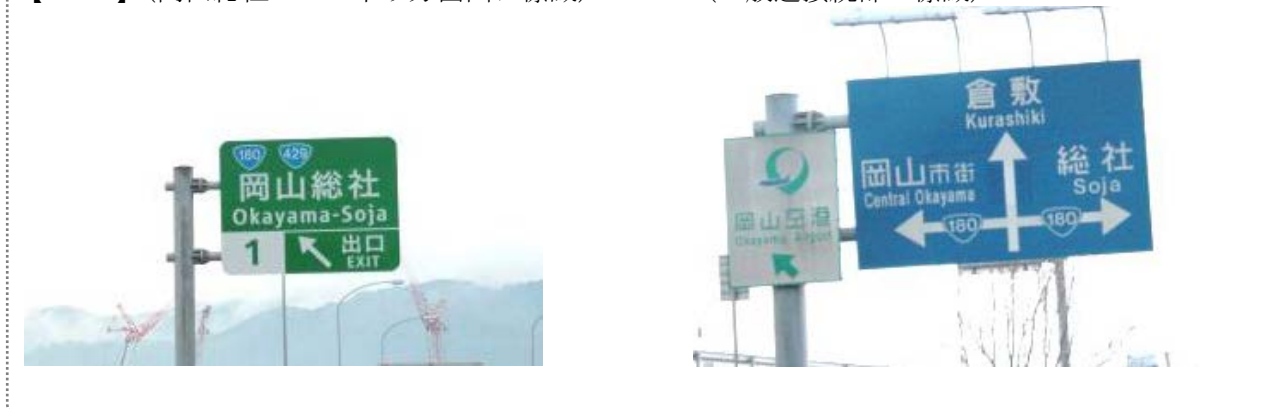
【NO. 9】(岡山総社 I C の上り方面出口標識)

(一般道接続部の標識)



【NO. 10】(岡山総社 I C の下り方面出口標識)

(一般道接続部の標識)



図表 1-(3)-⑥ I C 入口、J C T の案内標識に表示された都市名に連続性がないもの (その 1)

【高速道路名】 山陽道 (上り・下り) ~ 広島道 (上り) ~ 中国道 (上り)

【説明】

山陽道下り方面について、広島東 I C 及び広島 I C 入口標識では「三次」が表示されている (ただし、両 I C とも標識令に基づく表示ではなく補助標識によるもの)。また、広島 J C T においても、山陽道下り方面、山陽道上り方面の 2 方向とも、広島道上り方面について「三次」が表示されているほか、広島道の広島西風新都 I C 入口標識においても広島道上り方面について「三次」が表示されている (同 J C T、同 I C の標識とも標識令による表示)。

ところが、広島 J C T から広島道上り方面の本線合流後、本線上には「三次」は表示されておらず、「三次」が表示されているのは、広島北 J C T から中国道上り本線合流後、千代田 J C T を経て、千代田 I C 通過後の確認標識である (本線上は、この箇所の確認標識ではじめて「次の次の I C」として「三次 I C」が表示されている)。

このため、高速道路利用者のうち、広島東 I C、広島 I C、広島西風新都 I C から「三次」方面を目指そうとする者、山陽道本線を下り方面に進行して広島 J C T から「三次」方面を目指そうとする者、山陽道本線を上り方面に進行して広島 J C T から「三次」方面を目指そうとする者にとって、広島 J C T から広島道上り方面本線合流後、「三次」方面を確認できず、広島北 J C T 及び千代田 J C T の 2 箇所の J C T において「三次」方面への進行方向が不明となっている。

関係 I C、J C T	方面	I C		J C T		備考
		I C 入口標識	確認標識	J C T 手前	確認標識	
広島東 I C	山陽道下り	岩国、北九州、	北九州	—	—	【1】【2】

		三次				
広島 I C	山陽道下り	岩国、北九州、 三次	北九州	—	—	【3】【4】
広島 J C T	山陽道下り～ 広島道上り	—	—	三次、浜田、 戸河内	浜田	【5】【6】
	山陽道上り～ 広島道上り	—	—	浜田、三次	浜田	【7】【6】
広島西風新都 I C	広島道上り	浜田、三次	浜田	—	—	【8】【9】
広島北 I C	広島道上り	山口、大阪、 戸河内、千代 田	山口、大阪	—	—	【10】【11】
広島北 J C T	広島道上り～ 中国道上り	—	—	浜田、大阪	浜田、大阪	【12】【13】
千代田 J C T	中国道上り～ 中国道上り	—	—	米子、大阪	大阪	【14】【15】
千代田 I C	中国道上り	大阪、米子	三次 I C、大阪			【16】【17】

(注) 1 当局の調査結果による。

2 アンダーラインを付したものは標識令に基づかない補助標識である。

【NO. 1】(広島東 I C 入口標識)



【NO. 2】(左 I C の下り本線合流後確認標識)



【NO. 3】(広島 I C 入口標識)



【NO. 4】(左 I C の下り本線合流後確認標識)



【NO. 5】(山陽道下り広島JCT手前案内標識①)



【NO. 5】(山陽道下り広島JCT手前案内標識②)



【NO. 6】(同JCTの本線合流後確認標識)



【NO. 7】(山陽道上り広島JCT手前案内標識)



【NO. 8】(広島西風新都IC入口標識)



【NO. 9】(左ICの上り本線合流後確認標識)



【NO. 10】(広島北IC入口標識)



【NO. 11】(左ICの上り本線合流後確認標識)



【NO. 12】(広島北 J C T 手前案内標識)



【NO. 13】(左 J C T の本線合流後確認標識)



【NO. 14】(千代田 J C T 手前案内標識)



【NO. 15】(左 J C T の本線合流後確認標識)



【NO. 16】(千代田 I C 入口標識)



【NO. 17】(左 I C の上り本線合流後確認標識)



図表 1-(3)-⑦ IC入口、JCTの案内標識に表示された都市名に連続性がないもの（その2）

【高速道路名】 中国道（下り）						
【説明】						
中国道下り方面について、津山ICから落合ICまでの各IC入口標識及び本線合流後の確認標識、落合JCT手前の案内標識及び確認標識には「広島」が表示されているが（同ICの標識とも標識令による表示。）、北房JCT手前の案内標識には「広島」が表示されていない。						
このため、高速道路利用者のうち、津山IC、院庄IC、落合ICから「広島」方面を目指そうとする者、中国道下り方面の本線上を進行して北房JCTから「広島」方面を目指そうとする者にとって、同JCT手前で「広島」方面への進行方向が不明となっている。						
関係IC、JCT	方面	IC		JCT		備考
		IC入口標識	確認標識	JCT手前	確認標識	
津山IC	中国道下り	広島、米子	広島	—	—	【1】【2】
院庄IC	中国道下り	広島、米子	岡山、米子、広島	—	—	【3】【4】
落合JCT	中国道下り～中国道下り	—	—	岡山、広島	岡山、広島	【5】【6】
落合IC	中国道下り	広島	広島	—	—	【7】【8】
北房JCT	中国道下り～中国道下り	—	—	新見、浜田	—（設置なし）	【9】

(注) 1 当局の調査結果による。

2 北房JCTから北房ICの間（2.6km）には確認標識は設置されていない。

3 北房JCT（中国道下り～中国道下り）手前には、1km手前、500m手前及びJCT地点（2箇所）の計4箇所に案内標識が設置されているが、行先表示都市名は、いずれも本表【9】と同じ表示内容である。

4 なお、同様なJCTにおいては、次のとおりの表示となっている。

① 中国道上りの山口JCT手前：中国道上り方面、山陽道上り方面の2方向に「大阪」を表示【10】

② 山陽道上りの広島JCT手前：中国道上り方面、山陽道上り方面の2方向に「大阪」を表示【11】

③ 中国道上りの広島北JCT手前：中国道上り方面、山陽道上り方面の2方向に「大阪」を表示【12】

④ 中国道下りの広島北JCT手前：中国道下り方面、山陽道下り方面の2方向に「北九州」を表示【13】

【NO. 1】（津山IC入口標識）



【NO. 2】（左ICの下り本線合流後確認標識）



【NO. 3】(院庄 I C 入口標識)



【NO. 4】(左 I C の下り本線合流後確認標識)



【NO. 5】(落合 J C T 手前案内標識)



【NO. 6】(左 J C T の本線合流後確認標識)



【NO. 7】(落合 I C 入口標識)



【NO. 8】(下り方面の本線合流後確認標識)



【NO. 9】(北房 J C T 手前案内標識)



【NO. 10】(中国道上り山口 J C T 手前案内標識)



【NO. 11】(山陽道上り広島 J C T 手前案内標識)



【NO. 12】(中国道上り広島北 J C T 手前案内標識)



【NO. 13】(中国道下り広島北 J C T 手前案内標識)



図表 1-(3)-⑧ 案内標識に英語併用表示が実施されていない事例

No.	高速道路名	区分	場所	標識令	説明
1	中国道	下り	江の川 P A ~ 高田 I C 間	117の2-B	「登坂車線」について、英語併用表示が実施されていない。
2	山陽道	上り	本郷 I C ~ 高坂 P A 間	117の2-B	「登坂車線」について、英語併用表示が実施されていない。
3	山陽道	下り	尾道 I C ~ 大羽谷トンネル間	117の2-B	「登坂車線」について、英語併用表示が実施されていない。
4	山陽道	入口	徳山西 I C 入口 200m 手前	104	「徳山西」について、英語併用表示が実施されていない。
5	山陽道	入口	徳山西 I C 入口 手前	103-A	「徳山西」について、英語併用表示が実施されていない。
6	山陽道	入口	防府東 I C 入口 200m 手前	104	「防府東」について、英語併用表示が実施されていない。
7	山陽道	入口	防府東 I C 入口 手前	103-A	「防府東」について、英語併用表示が実施されていない。
8	広島道	上り	広島 J C T ~ 路線バス久地駅間	117の2-B	「登坂車線」について、英語併用表示が実施されていない (4 枚)。
9	広島道	下り	日浦トンネル ~ 宮郷トンネル	117の2-B	「登坂車線」について、英語併用表示が実施されていない (5 枚)。
10	広島道	I C	広島西風新都 I C 分岐	108の2-E	「山陽道」、「中国道」について、英語併用表示が実施されていない。

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「標識令」欄は、標識令における関係する標識(様式)であり、図表 1-(3)-⑨を参照。

(図表 1-(3)-⑧ 続き)

【No. 1】



【No. 2】



【No. 3】



【No. 4】



【No. 5】



【No. 6】



【No. 7】



【No. 8】



【No. 8】



【No. 8】



【No. 8】



【No. 9】



【No. 9】



【No. 9】



【No. 9】



【No. 9】



【No. 10】



図表 1-(3)-⑨ 標識令における案内標識（様式）の例

<p style="text-align: center;">入口の方向(103-A)</p> <p style="text-align: center;">(120×120)</p>	<p style="text-align: center;">入口の予告(104)</p> <p style="text-align: center;">(120×120)</p>
<p style="text-align: center;">方面及び方向(108の2-E)</p> <p style="text-align: center;">(120×200)</p>	<p style="text-align: center;">登坂車線(117の2-B)</p> <p style="text-align: center;">(90×240)</p>

(注) 標識令を基に当局が作成した。

図表 1-(3)-⑩ 県境と誤認されかねない標識が設置されている事例

No.	高速道路名	区分	場所	説明
1	中国道	上り	距離標199付近	岡山鳥取県境から直線距離で約23km離れた地点に「岡山県」標識が設置されている。
2	中国道	下り	三尾トンネル手前	岡山鳥取県境から直線距離で約23km離れた地点に「岡山県」標識が設置されている。
3	中国道	上り	江の川PA 1km手前 ～江の川PA間	広島島根県境から直線距離で約12km離れた地点に「広島県」標識が設置されている。
4	中国道	下り	江の川PA手前3km ～1km間	広島島根県境から直線距離で約12km離れた地点に「広島県」標識が設置されている。
5	中国道	下り	距離標499.9付近	山口広島県境から直線距離で約91km離れた地点に「山口県」標識が設置されている。

(注) 当局の調査結果による。

(図表 1 - (3) - ⑩ 続き)



【No. 5】の
設置場所

【No. 3】、
【No. 4】の
設置場所

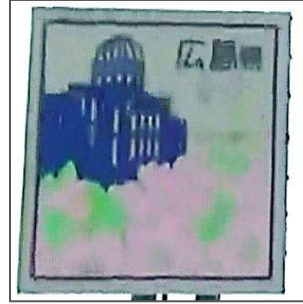
【No. 1】、
【No. 2】の
設置場所

【No. 1】 【No. 2】



上り、下りに設置

【No. 3】 【No. 4】



上り、下りに設置

【No. 5】



2 休憩施設利用者の利便・安全確保

(1) バリアフリー

通 知	説明図表番号
<p>平成 18 年 6 月、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号、以下「バリアフリー新法」という。）の成立により、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（平成 6 年法律第 44 号）、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 68 号、以下「交通バリアフリー法」という。）等による関係施策の統合、拡充が図られ、より総合的、一体的なバリアフリー化が推進されることとなった。</p> <p>バリアフリー新法第 6 条により、施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等の円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされているほか、高速道路の休憩施設に設置された店舗、便所等の建築物は、バリアフリー新法第 2 条第 16 号の特定建築物又は同第 17 号の特別特定建築物に該当し、これらの建築物の所有者、管理者等（以下「所有者等」という。）は、これらの建築物に附属する敷地内の通路、駐車場等を含め、同法施行令（以下「令」という。）第 10 条以下の建築物移動等円滑化基準に適合するよう努めなければならないとされている。</p> <p>バリアフリー新法に基づく建築物移動等円滑化基準は、同法第 2 条第 18 号の建築物特定施設ごとに規定されており、この中で、敷地内通路、駐車場、便所等に関する個別の基準が、また、これらの施設を通じた移動等円滑化経路（高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路）の確保に関する基準等が定められている。</p> <p>中国支社は、これまで管内の高速道路の休憩施設におけるバリアフリー化について、本社作成の「設計要領第 6 集 建築施設 第 1 編休憩用建築施設」（平成 19 年 7 月）に基づき、取り組んできている。</p> <p>しかし、今回、90 休憩施設について、売店、飲食店等（以下「売店等」という。）の建物内部を除く中国支社が管理する施設（駐車場、便所、敷地内通路等）のバリアフリーの状況を調査したところ、次のとおり、建築物移動等円滑化基準に適合していないものがみられた。</p> <p>ア 移動等円滑化経路に関して</p> <p>令第 18 条第 1 項により、i) 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合には道等から当該利用居室までの経路、ii) 建築物又はその敷地に車いす使用者が円滑に使用することができる便所（以下「車いす使用者用便所」という。）を設ける場合には利用居室から当該車いす使用者用便所までの経路、iii) 建築物又はその敷地に車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車場」という。）を設ける場合には当該車いす使用者用駐車場から利用居室までの経路について、それぞれ一以上を移動等円滑化経路（高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路）にしなければならないとされており、移動等</p>	<p>図表 2-(1)-①</p>

通 知	説明図表番号
<p>円滑化経路上には階段又は段を設けないこととされている。</p> <p>休憩施設において「利用居室」には売店等が該当することから、今回、一般用駐車場から売店等への経路、車いす使用者用便所から売店等への経路、車いす使用者駐車場から売店等への経路について調査したところ、一般用駐車場から売店等への経路に関して、次のとおり、移動等円滑化経路の確保措置が不十分である事例がみられた。</p> <p>○ 一般用駐車場から売店等への経路上に全面にわたって段差（高さ約 20 cm）があるもの（1 施設）</p> <p>イ 建築物特定施設に関して</p> <p>i) 敷地内通路</p> <p>令第 16 条により、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内通路については、①表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること、②段がある部分には手すりを設け、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとし、段鼻の突出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること、③傾斜路は、勾配が 12 分の 1 を超え、又は高さが 16 cm を超え、かつ、勾配が 20 分の 1 を超える傾斜がある部分には手すりを設け、その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする事とされている。</p> <p>今回調査した 90 休憩施設の中には、次のような事例がみられた。</p> <p>a 通路上の階段に手すりが設置されていないもの（22 施設）</p> <p>b 通路上の階段の踏面端部に明度差がないもの（20 施設）</p> <p>c 通路上や建物入口等に段差等があるもの（10 施設）</p> <p>d 通路上の傾斜路に手すりが設置されていないもの（22 施設）</p> <p>e 通路上の傾斜路に前後の通路との明度差がないもの（51 施設）</p> <p>f 通路に鉄板が使われており、雨天時等には滑りやすいとみられるもの（1 施設）</p> <p>ii) 車いす使用者用駐車場</p> <p>令第 17 条により、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、車いす使用者が円滑に利用することができる車いす使用者用駐車場を一以上設けなければならないとされ、この車いす使用者用駐車場は、①幅が 350 cm 以上とすること、②移動等円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置に設けることとされている。</p> <p>今回調査した 90 休憩施設の中には、車いす使用者用駐車場の円滑な利用に関して、次のような事例がみられた。</p>	<p>図表 2-(1)-②</p> <p>図表 2-(1)-③</p> <p>図表 2-(1)-④</p> <p>図表 2-(1)-⑤</p> <p>図表 2-(1)-⑥</p> <p>図表 2-(1)-⑦</p> <p>図表 2-(1)-⑧</p>

通 知	説明図表番号
<p>○ 車いす使用者用駐車場の区画の前に一般用駐車場の区画が設置されており、車いす使用者が当該駐車場を利用するには一般用駐車場を大きく迂回する必要があるもの（2施設）</p>	<p>図表 2-(1)-⑨</p>
<p>iii) 便所</p> <p>令第 14 条第 1 項により、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）について、①便所内に、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房（車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること等）を一以上設けること、②便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具（人工肛門造設者等に対応するためのオストメイト用設備）を設けた便房を一以上設けることとされている。また、令第 19 条により、移動等円滑化の措置がとられた便所の付近には、当該施設があることを表示する標識を設置しなければならないとされている。</p>	
<p>今回調査した 90 休憩施設の中には、次のような事例がみられた。</p>	
<p>a 車いす使用者用便房は設置されているが、内部が狭く、車いす使用者の利用にあたり十分な空間が確保されているとはみられないもの（3施設）</p>	<p>図表 2-(1)-⑩</p>
<p>b 車いす使用者用便房は設置されているが、車いす使用者用駐車場の位置から見通せる位置に標識が設置されていないもの等（12施設）</p>	<p>図表 2-(1)-⑪</p>
<p>c オストメイト用設備を備えた便房が設置されていないもの（45施設）</p>	<p>図表 2-(1)-⑫</p>
<p>【所見】</p> <p>したがって、中国支社は、高速道路利用者である高齢者、障害者の利便及び安全の向上を図る観点から、管内の休憩施設について、バリアフリー新法の建築物移動等円滑化基準に基づく点検を行い、同法に基づく移動等円滑化の推進を図る必要がある。</p>	

図表 2-(1)-① 関係法令等

○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）（抜粋）

（定義）

第 2 条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。
- 二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。
- 三 施設設置管理者 公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等をいう。
- 四～十三（略）
- 十四 建築主等 建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。
- 十五 建築物 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号 に規定する建築物をいう。
- 十六 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。
- 十七 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。
- 十八 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。

（施設設置管理者等の責務）

第 6 条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等）

第 14 条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（次項において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

3、4（略）

5 建築主等（第 1 項から第 3 項までの規定が適用される者を除く。）は、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物（同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。）を建築物移動等円滑化基準（同項の条例で付加した事項を含む。第 17 条第 3 項第一号を除き、以下同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（特定建築物の建築主等の努力義務等）

第 16 条 建築主等は、特定建築物（特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。）の建築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条第 1 項において同じ。）をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3（略）

○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）（抜粋）
（特定建築物）

第 4 条 法第 2 条第十六号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 3 条第 1 項に規定する建築物及び文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 143 条第 1 項又は第 2 項の伝統的建造物群保存地区内における同法第 2 条第 1 項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。）とする。

一～五（略）

六 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

七～十四（略）

十五 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十六～二十（略）

二十一 公衆便所

二十二（略）

（特別特定建築物）

第 5 条 法第 2 条第十七号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

一～五（略）

六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

七～十三（略）

十四 飲食店

十五～十七（略）

十八 公衆便所

十九（略）

（建築物特定施設）

第 6 条 法第 2 条第十八号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 出入口

二 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）

三 階段（その踊場を含む。以下同じ。）

四 傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）

五 エレベーターその他の昇降機

六 便所

七 ホテル又は旅館の客室

八 敷地内の通路

九 駐車場

十 その他国土交通省令で定める施設

（基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模）

第 9 条 法第 14 条第 1 項の政令で定める規模は、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあつては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積）の合計 2,000 平方メートル（第 5 条第十八号に掲げる公衆便所にあつては、50 平方メートル）とする。

（建築物移動等円滑化基準）

第 10 条 法第 14 条第 1 項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、次条から第 23 条までに定めるところによる。

第 11 条～第 13 条（略）

(便所)

第14条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 便所内に、車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房（以下「車いす使用者用便房」という。）を1以上設けること。
 - 二 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。
- 2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けなければならない。

第15条（略）

(敷地内の通路)

第16条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 二 段がある部分は、次に掲げるものであること。
 - イ 手すりを設けること。
 - ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
 - ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 三 傾斜路は、次に掲げるものであること。
 - イ 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
 - ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

(駐車場)

第17条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を1以上設けなければならない。

- 2 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
 - 一 幅は、350センチメートル以上とすること。
 - 二 次条第1項第三号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(移動等円滑化経路)

第18条 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち1以上（第四号に掲げる場合にあつては、そのすべて）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条において「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

- 一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この条において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあつては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）
- 二 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下

- 同じ。)を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。)から当該車いす使用者用便房までの経路
- 三 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路
- 四 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路(当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。)
- 2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
- 二 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。
- イ 幅は、80センチメートル以上とすること。
- ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 三 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、第11条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
- イ 幅は、120センチメートル以上とすること。
- ロ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
- ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 四 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、第13条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
- イ 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。
- ロ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。
- ハ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
- 五 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター(次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。
- イ かご(人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。)は、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
- ロ かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- ハ かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。
- ニ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。
- ホ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- ヘ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- ト 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
- チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に限る。)の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものであること。
- (1) かごの幅は、140センチメートル以上とすること。
- (2) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。
- リ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- (1) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(2) かが内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

(3) かが内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

六（略）

七 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第16条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、120センチメートル以上とすること。

ロ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ニ 傾斜路は、次に掲げるものであること。

(1) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

(2) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

(3) 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

3 第1項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第1項第一号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

（標識）

第19条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

第20条～第23条（略）

（注）特別特定建築物、特定建築物に係る建築物の用途の判断は、建築基準法に基づく判断を基本とすることとされている（バリアフリー法逐条解説2006による。）。

図表 2-(1)-② 移動等円滑化経路の確保措置が不十分とみられるもの（1施設）

NO.	休憩施設名	区分	概要
1	七塚原 S A（中国道）	下り	一般用駐車場から売店等への通路（歩車道境界部）には、全面にわたって段差（高さ約 20cm）がある。

（注）当局の調査結果による。

【NO. 1】七塚原 S A（下り）



図表 2-(1)-③ 通路上の階段に手すりが設置されていないもの（22施設）

NO.	休憩施設名	区分	概要
1	二宮 P A（中国道）	上り	便所建物前の階段に手すりなし。
2	真庭 P A（中国道）	下り	便所建物前の階段に手すりなし。
3	江の川 P A（中国道）	上り	一般用駐車場に面した階段に手すりなし。
4	江の川 P A（中国道）	下り	一般用駐車場に面した階段に手すりなし。
5	本郷 P A（中国道）	下り	一般用駐車場に面した階段に手すりなし。
6	安佐 S A（中国道）	上り	一般用駐車場に面した階段に手すりなし。
7	安佐 S A（中国道）	下り	一般用駐車場に面した階段に手すりなし。
8	吉和 S A（中国道）	上り	一般用駐車場に面した階段に手すりなし。
9	吉和 S A（中国道）	下り	一般用駐車場に面した階段に手すりなし。
10	鹿野 S A（中国道）	下り	一般用駐車場に面した階段に手すりなし。
11	荷卸峠 P A（中国道）	下り	一般用駐車場に面した階段に手すりなし。
12	湯田 P A（中国道）	上り	一般用駐車場に面した階段等に手すりなし。
13	湯田 P A（中国道）	下り	一般用駐車場に面した階段に手すりなし。
14	伊佐 P A（中国道）	上り	便所建物前の階段に手すりなし。
15	伊佐 P A（中国道）	下り	便所建物前の階段に手すりなし。
16	道口 P A（山陽道）	上り	店舗建物前の階段に手すりなし。
17	奥屋 P A（山陽道）	下り	店舗建物前の階段に手すりなし。
18	沼田 P A（山陽道）	下り	一般用駐車場に面した階段に手すりなし。

NO.	休憩施設名	区分	概要
19	久地P A（広島道）	上り	店舗建物前の階段に手すりなし。
20	久地P A（広島道）	下り	一般用駐車場に面した階段に手すりなし。
21	寒曳山P A（浜田道）	上り	店舗建物前の階段に手すりなし。
22	寒曳山P A（浜田道）	下り	便所建物前の階段に手すりなし。

（注）当局の調査結果による。

【NO. 1】二宮P A（上り）



【NO. 2】真庭P A（下り）



【NO. 3】江の川P A（上り）



【NO. 4】江の川P A（下り）



【NO. 5】本郷P A（下り）



【NO. 6】安佐S A（上り）



【NO. 7】安佐SA（下り）



【NO. 8】吉和SA（上り）



【NO. 9】吉和SA（下り）



【NO. 10】鹿野SA（下り）



【NO. 11】荷卸峠PA（下り）



【NO. 12】湯田PA（上り）



【NO. 13】湯田PA（下り）



【NO. 14】伊佐PA（上り）



【NO. 15】伊佐PA（下り）



【NO. 16】道口PA（上り）



【NO. 17】奥屋PA（下り）



【NO. 18】沼田PA（下り）



【NO. 19】久地PA（上り）



【NO. 20】久地PA（下り）



【NO. 21】寒曳山PA（上り）



【NO. 22】寒曳山PA（下り）



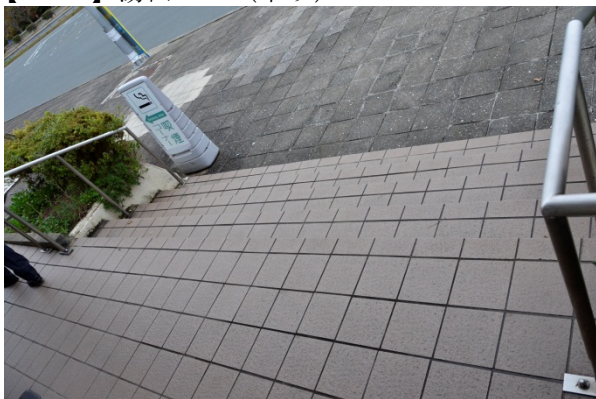
図表 2-(1)-④ 通路上の階段の踏面端部に明度差がないもの (20 施設)

NO.	休憩施設名	区分	概要
1	二宮 P A (中国道)	上り	便所建物前の階段等の踏面端部に明度差なし。
2	真庭 P A (中国道)	下り	便所建物前の階段の踏面端部に明度差なし。
3	江の川 P A (中国道)	上り	一般用駐車場に面した階段の踏面端部に明度差なし。
4	江の川 P A (中国道)	下り	一般用駐車場に面した階段の踏面端部に明度差なし。
5	本郷 P A (中国道)	下り	一般用駐車場に面した階段の踏面端部に明度差なし。
6	安佐 S A (中国道)	上り	一般用駐車場に面した階段の踏面端部に明度差なし。
7	安佐 S A (中国道)	下り	一般用駐車場に面した階段の踏面端部に明度差なし。
8	吉和 S A (中国道)	上り	一般用駐車場に面した階段の踏面端部に明度差なし。
9	吉和 S A (中国道)	下り	一般用駐車場に面した階段の踏面端部に明度差なし。
10	鹿野 S A (中国道)	下り	一般用駐車場に面した階段の踏面端部に明度差なし。
11	湯田 P A (中国道)	上り	便所建物前の階段の踏面端部に明度差なし。
12	湯田 P A (中国道)	下り	便所建物前の階段の踏面端部に明度差なし。
13	伊佐 P A (中国道)	上り	便所建物前の階段の踏面端部に明度差なし。
14	伊佐 P A (中国道)	下り	便所建物前の階段の踏面端部に明度差なし。
15	王司 P A (中国道)	上り	便所建物前の階段の踏面端部に明度差なし。
16	道口 P A (山陽道)	上り	店舗建物前の階段の踏面端部に明度差なし。
17	奥屋 P A (山陽道)	下り	店舗建物前の階段の踏面端部に明度差なし。
18	宮島 S A (山陽道)	下り	一般用駐車場に面した階段の踏面端部に明度差なし。
19	寒曳山 P A (浜田道)	上り	店舗建物前の階段の踏面端部に明度差なし。
20	寒曳山 P A (浜田道)	下り	便所建物前の階段の踏面端部に明度差なし。

(注) 当局の調査結果による。

- 【NO. 1】 二宮 P A (上り) 図表 2-(1)-③の NO. 1 と同じ。
- 【NO. 2】 真庭 P A (下り) 図表 2-(1)-③の NO. 2 と同じ。
- 【NO. 3】 江の川 P A (上り) 図表 2-(1)-③の NO. 3 と同じ。
- 【NO. 4】 江の川 P A (下り) 図表 2-(1)-③の NO. 4 と同じ。
- 【NO. 5】 本郷 P A (下り) 図表 2-(1)-③の NO. 5 と同じ。
- 【NO. 6】 安佐 S A (上り) 図表 2-(1)-③の NO. 6 と同じ。
- 【NO. 7】 安佐 S A (下り) 図表 2-(1)-③の NO. 7 と同じ。
- 【NO. 8】 吉和 S A (上り) 図表 2-(1)-③の NO. 8 と同じ。
- 【NO. 9】 吉和 S A (下り) 図表 2-(1)-③の NO. 9 と同じ。
- 【NO. 10】 鹿野 S A (下り) 図表 2-(1)-③の NO. 10 と同じ。
- 【NO. 11】 湯田 P A (上り) 図表 2-(1)-③の NO. 12 と同じ。

【NO. 12】湯田PA（下り）



【NO. 13】伊佐PA（上り） 図表 2-(1)-③の NO. 14 と同じ。

【NO. 14】伊佐PA（下り） 図表 2-(1)-③の NO. 15 と同じ。

【NO. 15】王司PA（上り）



【NO. 16】道口PA（上り） 図表 2-(1)-③の NO. 16 と同じ。

【NO. 17】奥屋PA（下り） 図表 2-(1)-③の NO. 17 と同じ。

【NO. 18】宮島SA（下り）



【NO. 19】寒曳山PA（上り） 図表 2-(1)-③の NO. 21 と同じ。

【NO. 20】寒曳山PA（下り） 図表 2-(1)-③の NO. 22 と同じ。

図表 2-(1)-⑤ 通路上や建物入口等に段差等があるもの（10 施設）

NO.	休憩施設名	区分	概要
1	真庭 P A（中国道）	下り	店舗建物前に段差あり。
2	七塚原 S A（中国道）	下り	店舗建物前に段差あり。
3	江の川 P A（中国道）	下り	歩車道境界部に段差あり。
4	伊佐 P A（中国道）	上り	歩車道境界部に段差あり。
5	伊佐 P A（中国道）	下り	歩車道境界部に段差あり。
6	道口 P A（山陽道）	下り	店舗建物前に段差あり。
7	久地 P A（広島道）	上り	店舗建物前に段差あり。
8	久地 P A（広島道）	下り	店舗建物前に段差あり。
9	総社 P A（岡山道）	上り	歩車道境界部に段差あり。
10	総社 P A（岡山道）	下り	歩車道境界部に段差あり。

（注）当局の調査結果による。

【NO. 1】真庭 P A（下り）



【NO. 2】七塚原 S A（下り）



【NO. 3】江の川 P A（下り）



【NO. 4】伊佐 P A（上り）



【NO. 5】伊佐P A（下り）



【NO. 6】道口P A（下り）



【NO. 7】久地P A（上り）



【NO. 8】久地P A（下り）

図表 2-(1)-③の NO. 20 と同じ。

【NO. 9】総社P A（上り）



【NO. 10】総社P A（下り）



図表 2-(1)-⑥ 通路上の傾斜路に手すりが設置されていないもの（22 施設）

NO.	休憩施設名	区分	概要
1	本郷P A（中国道）	上り	一般用駐車場に面した傾斜路に手すりなし。
2	本郷P A（中国道）	下り	一般用駐車場に面した傾斜路に手すりなし。
3	筒賀P A（中国道）	上り	一般用駐車場に面した傾斜路に手すりなし。
4	筒賀P A（中国道）	下り	一般用駐車場に面した傾斜路に手すりなし。
5	深谷P A（中国道）	上り	一般用駐車場に面した傾斜路に手すりなし。
6	深谷P A（中国道）	下り	一般用駐車場に面した傾斜路に手すりなし。

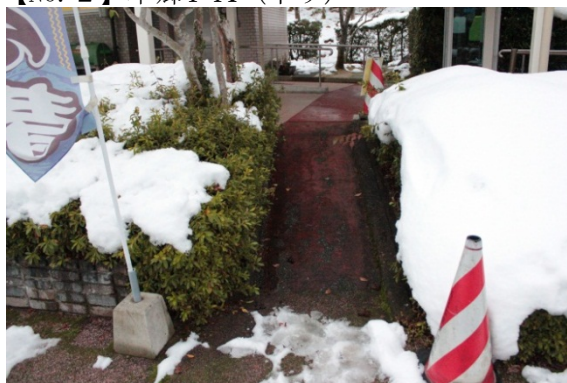
NO.	休憩施設名	区分	概要
7	朝倉PA（中国道）	上り	一般用駐車場に面した傾斜路に手すりなし。
8	朝倉PA（中国道）	下り	一般用駐車場に面した傾斜路に手すりなし。
9	荷卸峠PA（中国道）	下り	一般用駐車場に面した傾斜路、車いす使用者用駐車場の傾斜路に手すりなし。
10	湯田PA（中国道）	上り	車いす使用者用駐車場に面した傾斜路に手すりなし。
11	湯田PA（中国道）	下り	車いす使用者用駐車場に面した傾斜路に手すりなし。
12	王司PA（中国道）	上り	一般用駐車場に面した傾斜路、車いす使用者用駐車場の傾斜路に手すりなし。
13	吉備SA（山陽道）	上り	一般用駐車場に面した傾斜路に手すりなし。
14	吉備SA（山陽道）	下り	一般用駐車場に面した傾斜路に手すりなし。
15	道口PA（山陽道）	上り	一般用駐車場に面した傾斜路に手すりなし。
16	道口PA（山陽道）	下り	一般用駐車場に面した傾斜路に手すりなし。
17	小谷SA（山陽道）	上り	一般用駐車場に面した傾斜路に手すりなし。
18	沼田PA（山陽道）	上り	店舗建物に面した傾斜路に手すりなし。
19	宮島SA（山陽道）	上り	一般用駐車場に面した傾斜路に手すりなし。
20	宮島SA（山陽道）	下り	一般用駐車場に面した傾斜路に手すりなし。
21	上野PA（米子道）	上り	一般用駐車場に面した傾斜路に手すりなし。
22	上野PA（米子道）	下り	一般用駐車場に面した傾斜路に手すりなし。

（注）当局の調査結果による。

【NO. 1】本郷PA（上り）



【NO. 2】本郷PA（下り）



【NO. 3】筒賀PA（上り）



【NO. 4】筒賀PA（下り）



【NO. 5】 深谷 P A (上り)



【NO. 6】 深谷 P A (下り)



【NO. 7】 朝倉 P A (上り)



【NO. 8】 朝倉 P A (下り)



【NO. 9】 荷卸峠 P A (下り)



【NO. 10】 湯田 P A (上り)



【NO. 11】 湯田 P A (下り)



【NO. 12】 王司 P A (上り)



【NO. 13】 吉備S A (上り)



【NO. 14】 吉備S A (下り)



【NO. 15】 道口P A (上り)



【NO. 16】 道口P A (下り)



【NO. 17】 小谷S A (上り)



【NO. 18】 沼田P A (上り)



【NO. 19】 宮島S A (上り)



【NO. 20】 宮島S A (下り)



【NO. 21】 上野 P A（上り）



【NO. 22】 上野 P A（下り）



図表 2-(1)-⑦ 通路上の傾斜路に前後の通路との明度差がないもの（51 施設）

NO.	休憩施設名	区分	概要
1	二宮 P A（中国道）	上り	車いす使用者用駐車場の傾斜路に明度差なし。
2	二宮 P A（中国道）	下り	車いす使用者用駐車場の傾斜路に明度差なし。
3	真庭 P A（中国道）	上り	車いす使用者用駐車場の傾斜路に明度差なし。
4	真庭 P A（中国道）	下り	車いす使用者用駐車場の傾斜路に明度差なし。
5	大佐 S A（中国道）	上り	車いす使用者用駐車場の傾斜路に明度差なし。
6	大佐 S A（中国道）	下り	車いす使用者用駐車場の傾斜路に明度差なし。
7	江の川 P A（中国道）	上り	便所建物前の傾斜路に明度差なし。
8	本郷 P A（中国道）	下り	一般用駐車場に面した傾斜路に明度差なし。
9	安佐 S A（中国道）	上り	車いす使用者用駐車場の傾斜路に明度差なし。
10	筒賀 P A（中国道）	上り	一般用駐車場に面した傾斜路に明度差なし。
11	筒賀 P A（中国道）	下り	一般用駐車場に面した傾斜路に明度差なし。
12	吉和 S A（中国道）	上り	車いす使用者用駐車場の傾斜路に明度差なし。
13	吉和 S A（中国道）	下り	車いす使用者用駐車場の傾斜路に明度差なし。
14	朝倉 P A（中国道）	下り	一般用駐車場に面した傾斜路に明度差なし。
15	鹿野 S A（中国道）	上り	車いす使用者用駐車場の傾斜路に明度差なし。
16	鹿野 S A（中国道）	下り	車いす使用者用駐車場の傾斜路に明度差なし。
17	荷卸峠 P A（中国道）	下り	一般用駐車場に面した傾斜路、車いす使用者用駐車場の傾斜路に明度差なし。
18	湯田 P A（中国道）	上り	車いす使用者用駐車場に面した傾斜路に明度差なし。
19	湯田 P A（中国道）	下り	車いす使用者用便所前の傾斜路に明度差なし。
20	王司 P A（中国道）	上り	一般用便所前の傾斜路に明度差なし。
21	吉備 S A（山陽道）	上り	一般用駐車場に面した傾斜路、車いす使用者用駐車場の傾斜路に明度差なし。
22	吉備 S A（山陽道）	下り	一般用駐車場に面した傾斜路、展望台への傾斜路に明度差なし。

NO.	休憩施設名	区分	概要
23	道口P A (山陽道)	上り	車いす使用者用駐車場の傾斜路に明度差なし。
24	道口P A (山陽道)	下り	一般用駐車場に面した傾斜路、車いす使用者用駐車場の傾斜路に明度差なし。
25	篠坂P A (山陽道)	上り	車いす使用者用駐車場の傾斜路に明度差なし。
26	篠坂P A (山陽道)	下り	車いす使用者用駐車場の傾斜路に明度差なし。
27	福山S A (山陽道)	上り	車いす使用者用駐車場の傾斜路に明度差なし。
28	福山S A (山陽道)	下り	車いす使用者用駐車場の傾斜路に明度差なし。
29	八幡P A (山陽道)	上り	車いす使用者用駐車場の傾斜路に明度差なし。
30	八幡P A (山陽道)	下り	車いす使用者用駐車場の傾斜路に明度差なし。
31	小谷S A (山陽道)	上り	車いす使用者用駐車場の傾斜路に明度差なし。
32	奥屋P A (山陽道)	上り	車いす使用者用駐車場の傾斜路に明度差なし。
33	沼田P A (山陽道)	上り	店舗建物に面した傾斜路に明度差なし。
34	玖珂P A (山陽道)	上り	車いす使用者用駐車場の傾斜路に明度差なし。
35	玖珂P A (山陽道)	下り	車いす使用者用駐車場の傾斜路に明度差なし。
36	下松S A (山陽道)	上り	車いす使用者用駐車場の傾斜路に明度差なし。
37	下松S A (山陽道)	下り	車いす使用者用駐車場の傾斜路に明度差なし。
38	佐波川S A (山陽道)	上り	車いす使用者用駐車場の傾斜路に明度差なし。
39	佐波川S A (山陽道)	下り	車いす使用者用駐車場の傾斜路に明度差なし。
40	久地P A (広島道)	上り	一般用駐車場に面した傾斜路、車いす使用者用駐車場の傾斜路に明度差なし。
41	久地P A (広島道)	下り	一般用駐車場に面した傾斜路、車いす使用者用駐車場の傾斜路に明度差なし。
42	金城P A (浜田道)	上り	車いす使用者用駐車場の傾斜路に明度差なし。
43	金城P A (浜田道)	下り	車いす使用者用駐車場の傾斜路に明度差なし。
44	総社P A (岡山道)	上り	車いす使用者用駐車場の傾斜路に明度差なし。
45	総社P A (岡山道)	下り	車いす使用者用駐車場の傾斜路に明度差なし。
46	上野P A (米子道)	上り	一般用駐車場に面した傾斜路に明度差なし。
47	上野P A (米子道)	下り	一般用駐車場に面した傾斜路に明度差なし。
48	蒜山高原S A (米子道)	上り	車いす使用者用駐車場の傾斜路に明度差なし。
49	蒜山高原S A (米子道)	下り	車いす使用者用駐車場の傾斜路に明度差なし。
50	大山P A (米子道)	上り	車いす使用者用駐車場の傾斜路に明度差なし。
51	大山P A (米子道)	下り	車いす使用者用駐車場の傾斜路に明度差なし。

(注) 当局の調査結果による。

【NO. 1】二宮PA（上り）



【NO. 2】二宮PA（下り）



【NO. 3】真庭PA（上り）



【NO. 4】真庭PA（下り）



【NO. 5】大佐SA（上り）



【NO. 6】大佐SA（下り）



【NO. 7】江の川PA（上り）



【NO. 8】本郷P A（下り） 図表 2-(1)-⑥の NO. 2 と同じ。

【NO. 9】安佐S A（上り）



【NO. 10】筒賀P A（上り） 図表 2-(1)-⑥の NO. 3 と同じ。

【NO. 11】筒賀P A（下り） 図表 2-(1)-⑥の NO. 4 と同じ。

【NO. 12】吉和S A（上り）



【NO. 13】吉和S A（下り）



【NO. 14】朝倉P A（下り） 図表 2-(1)-⑥の NO. 8 と同じ。

【NO. 15】鹿野S A（上り）



【NO. 16】鹿野S A（下り）



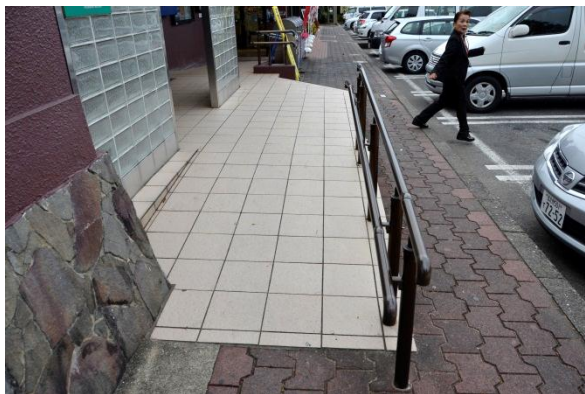
【NO. 17】荷卸峠P A（下り） 図表 2-(1)-⑥の NO. 9 と同じ。

【NO. 18】湯田P A（上り） 図表 2-(1)-⑥の NO. 10 と同じ。

【NO. 19】湯田P A（下り）



【NO. 20】王司P A（上り）



【NO. 21】吉備S A（上り） 図表 2-(1)-⑥の NO. 13 と同じ。

【NO. 22】吉備S A（下り） 図表 2-(1)-⑥の NO. 14 と同じ。

【NO. 23】道口P A（上り）



【NO. 24】道口P A（下り） 図表 2-(1)-⑥の NO. 16 と同じ。

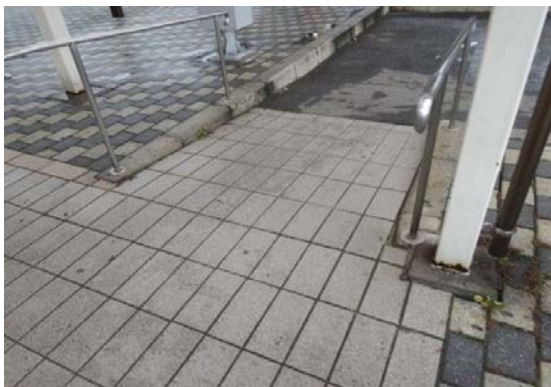
【NO. 25】篠坂P A（上り）



【NO. 26】篠坂P A（下り）



【NO. 27】 福山 S A (上り)



【NO. 28】 福山 S A (下り)



【NO. 29】 八幡 P A (上り)



【NO. 30】 八幡 P A (下り)



【NO. 31】 小谷 S A (上り)



【NO. 32】 奥屋 P A (上り)



【NO. 33】 沼田 P A (上り) 図表 2-(1)-⑥の NO. 18 と同じ。

【NO. 34】 玖珂 P A (上り)



【NO. 35】 玖珂 P A (下り)



【NO. 36】 下松 S A (上り)



【NO. 37】 下松 S A (下り)



【NO. 38】 佐波川 S A (上り)



【NO. 39】 佐波川 S A (下り)



【NO. 40】 久地 P A (上り)



【NO. 41】 久地 P A (下り)



【NO. 42】 金城 P A (上り)



【NO. 43】 金城 P A (下り)



【NO. 44】 総社P A（上り）



【NO. 45】 総社P A（下り）



【NO. 46】 上野P A（上り） 図表 2-(1)-⑥の NO. 21 と同じ。

【NO. 47】 上野P A（下り） 図表 2-(1)-⑥の NO. 22 と同じ。

【NO. 48】 蒜山高原S A（上り）



【NO. 49】 蒜山高原S A（下り）



【NO. 50】 大山P A（上り）



【NO. 51】 大山P A（下り）



図表 2-(1)-⑧ 通路に鉄板が使われており、雨天時等には滑りやすいとみられるもの（1 施設）

NO.	休憩施設名	区分	概要
1	大佐S A（中国道）	上り	店舗建物入口に段差解消用の鉄板が敷設されているが、雨天時等には滑りやすいものとみられる。

（注）当局の調査結果による。

【NO. 1】大佐SA（上り）



図表 2-(1)-⑨ 車いす使用者用駐車場の円滑な利用が難しいとみられるもの（2施設）

NO.	休憩施設名	区分	概要
1	二宮PA（中国道）	上り	中国道上り本線から同PA進入路を経由して、車いす使用者用駐車場を利用する場合、車いす使用者用駐車場の区画の前に一般用駐車場の区画が設置されていることから、当該区画に一般車両が駐車していた場合には、車いす使用者用駐車場の利用にあたっては、一般用駐車場を大きく迂回する必要がある。
2	二宮PA（中国道）	下り	同上

（注）当局の調査結果による。

【NO. 1】二宮PA（上り）



【NO. 2】二宮PA下り）



図表 2-(1)-⑩ 車いす使用者用便房は設置されているが、内部が狭く、車いす使用者の利用に当たり十分な空間が確保されているとはみられないもの（3施設）

NO.	休憩施設名	区分	概要
1	真庭PA（中国道）	下り	内部に十分な空間が確保されていない（入口から便座までの奥行き約110cm）。
2	大山PA（米子道）	上り	内部に十分な空間が確保されていない（入口から便座までの奥行き約110cm）。
3	大山PA（米子道）	下り	内部に十分な空間が確保されていない（入口から便座までの奥行き約110cm）。

（注）1 当局の調査結果による。

2 令第14条第1項第1号に基づく国土交通省告示1496号では「車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。」とされ、同省の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」によると、車いす使用者用便房内部の「車いすが回転できる空間」は径150cmとされている。

【NO. 1】真庭PA（下り）



【NO. 2】大山PA（上り）



【NO. 3】大山PA（下り）



図表2-(1)-⑪ 車いす使用者用便房は設置されているが、車いす使用者用駐車場の位置から見通せる位置に標識が設置されていないもの等（12施設）

NO.	休憩施設名	区分	概要
1	大佐SA（中国道）	下り	女性用便所入口を入った箇所に車いす使用者用便所が設置されており、車いす使用者用便所入口に表示された車いすのマークが小さいこともあって場所がわかりづらい。
2	帝釈峡PA（中国道）	上り	車いす使用者用駐車場から見通せる位置に標識が設置されていない。
3	帝釈峡PA（中国道）	下り	車いす使用者用駐車場から見通せる位置に標識が設置されていない。
4	鹿野SA（中国道）	上り	車いす使用者用駐車場から見通せる位置に標識が設置されていない。
5	奥屋PA（山陽道）	上り	車いす使用者用駐車場から見通せる位置に標識が設置されていない。
6	奥屋PA（山陽道）	下り	車いす使用者用駐車場から見通せる位置に標識が設置されていない。
7	沼田PA（山陽道）	上り	車いす使用者用駐車場から見通せる位置に標識が設置されていない。
8	沼田PA（山陽道）	下り	車いす使用者用駐車場から見通せる位置に標識が設置されていない。
9	宮島SA（山陽道）	上り	車いす使用者用駐車場から見通せる位置に標識が設置されていない。

NO.	休憩施設名	区分	概要
10	宮島 S A (山陽道)	下り	車いす使用者用駐車場から見通せる位置に標識が設置されていない。
11	宍道湖 S A (山陰道)	上り	車いす使用者用駐車場から見通せる位置に標識が設置されていない。
12	宍道湖 S A (山陰道)	下り	車いす使用者用駐車場から見通せる位置に標識が設置されていない。

(注) 当局の調査結果による。

【NO. 1】大佐 S A (下り)



【NO. 2】帝釈峡 P A (上り)



【NO. 3】帝釈峡 P A (下り)



【NO. 4】鹿野 S A (上り)



【NO. 5】奥屋 P A (上り)



【NO. 6】奥屋 P A (下り)



【NO. 7】沼田PA（上り）



【NO. 8】沼田PA（下り）



【NO. 9】宮島SA（上り）



【NO. 10】宮島SA（下り）



【NO. 11】宍道湖SA（上り）



【NO. 12】宍道湖SA（下り）



図表 2-(1)-⑫ オストメイト用設備を備えた便房が設置されていないもの（45 施設）

NO.	休憩施設名	区分	概要
1	二宮PA（中国道）	上り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
2	二宮PA（中国道）	下り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
3	美作追分PA（中国道）	上り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
4	美作追分PA（中国道）	下り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
5	真庭PA（中国道）	上り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
6	真庭PA（中国道）	下り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
7	神郷PA（中国道）	上り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。

NO.	休憩施設名	区分	概要
8	神郷PA（中国道）	下り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
9	帝釈峡PA（中国道）	上り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
10	帝釈峡PA（中国道）	下り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
11	本村PA（中国道）	上り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
12	本村PA（中国道）	下り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
13	江の川PA（中国道）	上り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
14	江の川PA（中国道）	下り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
15	筒賀PA（中国道）	上り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
16	筒賀PA（中国道）	下り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
17	深谷PA（中国道）	上り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
18	深谷PA（中国道）	下り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
19	朝倉PA（中国道）	上り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
20	朝倉PA（中国道）	下り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
21	荷卸峠PA（中国道）	上り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
22	荷卸峠PA（中国道）	下り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
23	湯田PA（中国道）	上り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
24	湯田PA（中国道）	下り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
25	伊佐PA（中国道）	上り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
26	伊佐PA（中国道）	下り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
27	奥屋PA（山陽道）	上り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
28	奥屋PA（山陽道）	下り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
29	沼田PA（山陽道）	上り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
30	沼田PA（山陽道）	下り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
31	玖珂PA（山陽道）	上り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
32	富海PA（山陽道）	上り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
33	富海PA（山陽道）	下り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
34	久地PA（広島道）	上り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
35	久地PA（広島道）	下り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
36	寒曳山PA（浜田道）	上り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
37	寒曳山PA（浜田道）	下り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
38	金城PA（浜田道）	上り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
39	金城PA（浜田道）	下り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
40	総社PA（岡山道）	上り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
41	総社PA（岡山道）	下り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。

NO.	休憩施設名	区分	概要
42	上野PA（米子道）	上り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
43	上野PA（米子道）	下り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
44	大山PA（米子道）	上り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。
45	大山PA（米子道）	下り	オストメイト用設備を備えた便房が設置されていない。

(注) 当局の調査結果による。

(2) A E D

通 知	説明図表番号
<p>A E Dは、突然停止した心臓に電気ショックを与えることで正常な状態に戻す医療機器であり、平成 16 年 7 月から一般市民など非医療従事者による使用が認められることとなって以降、各種施設への設置が進んでいる。</p>	
<p>厚生労働省は、設置したA E Dの日常点検等を実施する点検担当者の配置、表示ラベルによる消耗品（電極パッド及びバッテリー）の管理、設置情報の登録などにより、A E Dの適切な管理を行うよう施設の管理者等に求めている。</p>	図表 2-(2)-①
<p>また、同省は「A E Dの適正配置に関するガイドライン」（平成 25 年 9 月公表）により施設内の配置方法等についての指針を示している。</p>	図表 2-(2)-②
<p>ア 休憩施設におけるA E Dの管理主体等</p> <p>休憩施設利用者が心肺停止等の急病を発症した場合の救命措置に備え、中国支社管内では、全休憩施設（自動販売機の設置のみの施設を除く。）にA E Dが設置されており、その維持管理については、中国支社が主体となって行っている。</p> <p>中国支社は、維持管理に関する規程類を特段整備していないが、休憩施設店舗関係者に対してバッテリーの状態等を随時点検するよう依頼しており、また、一部休憩施設店舗関係者を対象としたA E D使用講習を直近では平成 24 年度に実施するなどA E Dの適切な使用のための取組を行っている。</p>	
<p>イ A E Dの使用実績</p> <p>中国支社管内では、平成 22 年度以降、休憩施設利用者が心肺停止等の急病を発生した状況が 9 件あり、そのうち 6 件でA E Dが使用されているなど、休憩施設に設置されているA E Dは、救命措置の一助として貢献している状況にある。</p>	図表 2-(2)-③
<p>ウ 休憩施設現地調査結果</p> <p>今回、調査した 90 休憩施設のうち、自動販売機の設置のみの施設を除く 52 施設にA E Dが設置されており、その設置・管理状況等を調査した結果、次のような事例がみられた。</p> <p>(ア) A E Dを店舗事務室内や売店レジ付近で保管しており、また、A E Dが設置されている旨や位置を示す掲示がないため、実際に使用する際に設置場所が容易に把握できないおそれがある施設（3 施設）</p> <p>(イ) バッテリーの使用期限が超過していた施設（2 施設）。</p> <p>(ウ) 消耗品（電極パッド及びバッテリー）の交換状況等が表示ラベルに適切に記載されていない施設（8 施設）</p> <p>(エ) 厚生労働省が設置情報の登録を求めている一般財団法人日本救急医療財団への登録がされていない施設（14 施設）、複数台の設置情報が登録されている施設（6 施設）</p> <p>なお、これらの事項については、結果通知を行うまでに速やかに改善措置が講じられている。</p>	図表 2-(2)-④

通 知	説明図表番号
<p>【所見】</p> <p>したがって、中国支社は、休憩施設に設置されているAEDが救命措置の一助となるよう、点検担当者の責任の明確化等により、日常点検等を確実に実施し、適切な状態を維持する必要がある。</p>	

図表 2-(2)-① 関係通達

○ 「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」〈平成 21 年 4 月 16 日付け厚生労働省医政局長・医薬食品局長連名通知〉（抜粋）

「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（再周知）」〈平成 25 年 9 月 27 日付け厚生労働省医政局長・医薬食品局長連名通知〉（※上記通知の再周知通知）

AEDの設置者等が行うべき事項等について

1 点検担当者の配置について

AEDの設置者（AEDの設置・管理について責任を有する者。施設の管理者等）は、設置したAEDの日常点検等を実施するものとして「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施させて下さい。

（中略）

2 点検担当者の役割等について

AEDの点検担当者は、AEDの日常点検等として以下の事項を実施して下さい。

1) 日常点検の実施

AED本体のインジケータのランプ色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録して下さい。

（中略）

2) 表示ラベルによる消耗品の管理

製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるように AED本体又は収納ケース等に表示ラベルを貼り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施して下さい。

（中略）

3) 消耗品交換時の対応

電極パッドやバッテリーの交換を実施する際には、新たな電極パッド等に添付された新しい表示ラベルやシール等を使用し、次回の交換時期等を記載した上で、AEDに取り付けて下さい。

（中略）

4 AEDの設置情報登録について

（中略）

一般財団法人日本救急医療では、AEDの設置場所について公表を同意いただいた場合には、AEDの設置場所をホームページ上で公開することで、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するAEDの設置場所について把握し、必要な時に迅速に使用できるよう、取り組んでおります。

また、AEDに重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合に、設置者等が製造販売業者から迅速・確実に情報が得られるようにするためにも、設置場所を登録していない、又は変更した場合には、製造販売業者等を通じて同財団への登録を積極的に実施するようお願いします。

（注） 通知を基に当局が作成した。

図表 2-(2)-② 施設内でのAEDの配置方法等に関するガイドライン

○	AEDの適正配置に関するガイドライン (平成 25 年 9 月 9 日一般財団法人日本救急医療財団)	(抜粋)
3	AEDの施設内での配置方法	
	<p>日本のAED普及の実態と効果を検証した調査では、公共AEDによる除細動は心停止から平均3分以内に行われており、40%近い社会復帰率を示した。あわせて、除細動が1分遅れると社会復帰率が9%減少すること、(中略)すなわち設置密度を4倍にすると、社会復帰率も4倍になることが示された。(中略)更に、日本の別の研究では、市民が心停止を目撃してから、119番通報(心停止を認識し行動する)までに2、3分を要することが示されている。</p> <p><u>市民にその処置をゆだねるという性質上、ある程度高い救命率が期待できる状況で、AEDの使用を促す必要があり、以下のように電気ショックまでの時間を短縮するような配置上の工夫が望まれる。</u></p>	
	<p>(1) <u>目撃された心停止の大半に対し、心停止発生から長くても5分以内にAEDの装着ができる体制が望まれる。そのためには、施設内のAEDはアクセスしやすい場所に配置されていることが望ましい。たとえば学校では、放課後のクラブ活動におけるアクセスを重視して、保健室より運動施設への配置を優先すべきである。</u></p>	
	<p>(2) <u>AEDの配置場所が容易に把握できるように施設の見やすい場所に配置し、位置を示す掲示、或いは位置案内のサインボードなどを適切に掲示されていることが求められる。</u></p>	
	<p>(3) <u>AEDを設置した施設の全職員が、その施設内におけるAEDの正確な設置場所を把握していることが求められる。</u></p>	

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(2)-③ 中国支社管内休憩施設におけるAEDの使用状況

(単位：件)

年 度	心肺停止等 発症者発見件数	AED 使用件数	使用状況 (例)
22	3	2	バスツアーでSAを利用した男性が意識不明となり、別の者がAEDを使用。 [米子道 蒜山高原SA下り]
23	0	0	—
24	2	1	バイクツーリングでSAを利用した者が意識不明となり、同行者がAEDを使用。 [山陽道 宮島SA下り]
25	1	0	—
26	3	3	車内で心肺停止状態で発見された男性に対し、AEDを使用。 [中国道 勝央SA上り]
計	9	6	—

- (注) 1 中国支社提出資料に基づき当局が作成した。
 2 平成 26 年度は平成 26 年 11 月までの状況である。
 3 AEDを使用しなかったケースは、使用の準備はしたが呼吸が確認できたなどにより結果的に使用しなかった場合等である。

図表 2-(2)-④ AEDの設置・管理状況等に関する調査結果

類 型	状 況
<p>(ア) AEDの設置場所が容易に把握できないおそれがある</p>	<p>おおむね店舗入口付近に設置された専用収納容器にAEDが保管されており、設置場所が容易に把握でき、誰でも取り出し使用できる状況となっている。</p> <p>しかし、休憩施設の中には、店舗事務室内や売店レジ付近で保管し、また、AEDが設置されている旨の店舗等入口へのシール貼付や標識、AEDが必要になった場合の案内等の措置が図られておらず、実際に使用する際に設置場所が容易に把握できないおそれがある施設がみられた（3施設）。</p> <p>なお、中国支社は、平成27年1月末までに該当施設について、専用収納容器の設置や店舗等入口へのシール貼付等を実施することにより、改善措置を講じている。</p>
<p>(イ) バッテリーの使用期限超過</p>	<p>現地調査時点において、バッテリーの使用期限が平成26年3月となっており、使用期限が超過していた（2施設）。</p> <p>なお、中国支社は該当施設について、平成27年2月までにバッテリー交換を行っている。</p>
<p>(ウ) 消耗品の交換実績等に関する表示ラベル更新漏れ</p>	<p>現地調査時点において、消耗品（電極パッド及びバッテリー）の交換実績が表示ラベルに反映されていなかった（8施設）。</p> <p>〈例〉電極パッドを実際には交換しており、使用期限は平成27年12月となっているにもかかわらず、表示ラベルでは使用期限が平成26年4月となっていた。</p> <p>このような表示状況では、使用することとなった場合に、使用者が表示ラベルから使用期限超過と判断し、使用を躊躇するおそれがある。</p> <p>なお、中国支社は、平成27年1月末までに該当施設について、表示ラベルの更新を行っている。</p>
<p>(エ) 一般財団法人日本救急医療財団への登録漏れ等</p>	<p>14施設のAEDについて設置情報が登録されていない。</p> <p>また、実際には各施設へのAED設置は1台であるが、6施設において複数台の情報が登録されており、正確な設置情報となっていないと思われる状況がみられた。</p> <p>なお、中国支社は同社ホームページや各休憩施設で配布している高速道路ガイドマップ等印刷物により、AEDの設置箇所に関する情報提供を別途行っているが、上記状況に応じ、一般財団法人日本救急医療財団への修正及び追加登録について、現在対応している。</p>



(専用収納容器及び標識があり、設置場所が容易に把握できる例)



(表示ラベルの例)

(注) 当局の調査結果による。

(3) 受動喫煙防止対策

通 知	説明図表番号
<p>健康増進法（平成 14 年法律第 103 号。以下「法」という。）第 25 条により、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならないとされている。</p> <p>法第 25 条に規定された受動喫煙防止対策については、「受動喫煙防止対策について」（平成 22 年 2 月 25 日付け健発 0225 第 2 号厚生労働省健康局長通知）により、特に、多数の者が利用する公共的な空間については全面禁煙を原則とした上で、全面禁煙が極めて困難である場合においても、施設管理者は、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないことはもちろんのこと、適切な受動喫煙防止措置を講ずるよう努める必要があり、喫煙可能区域を設定した場合においては、禁煙区域と喫煙可能区域を明確に表示し、喫煙可能区域に未成年者や妊婦が立ち入ることがないように措置を講ずる必要があるとされている。また、特に、屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要であるとされている。</p> <p>さらに、「受動喫煙防止対策について」（平成 22 年 7 月 30 日付け厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長事務連絡）により、「法第 25 条の『受動喫煙』には、施設の出入口付近に喫煙場所を設けることで、屋外から施設内に流れ込んだ他人のたばこの煙を吸わされることも含むため、喫煙場所を施設の出入口から極力離すなど、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」「施設を訪れる人が、その出入口において、たばこの煙に暴露されることも指摘されているところであり、この点についても御配慮頂きたい。」とされている。</p> <p>今回、調査した 90 休憩施設の中には、次のとおり、高速道路利用者に対する受動喫煙防止対策が不十分となっている施設がみられた。</p>	<p>図表 2-(3)-①</p>
<p>① 店舗入口、便所建物入口等に近接して喫煙所が設置されており、たばこの煙が建物内等の非喫煙場所に流れ出るおそれや建物出入口付近で非喫煙者がたばこの煙に暴露されるおそれがあるもの（21 施設）</p>	<p>図表 2-(3)-②</p>
<p>② 灰皿が設置されているが、当該場所に喫煙所等の表示がないもの（12 施設）</p>	<p>図表 2-(3)-③</p>
<p>【所見】</p> <p>したがって、中国支社は、高速道路利用者の受動喫煙を防止するため、休憩施設の喫煙場所について点検を実施するとともに、非喫煙場所へのたばこの煙の流出防止措置、喫煙所に未成年者や妊婦が立ち入ることを防止するための表示について徹底を図る必要がある。</p>	

図表 2-(3)-① 関係法令等

○ **健康増進法**（平成14年法律第103号）（抜粋）

第25条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

○ 「**受動喫煙防止対策の徹底について**」（平成22年2月25日付け健発0225第2号厚生労働省健康局長通達）（抜粋）

3 今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性

今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。一方で、全面禁煙が極めて困難な場合等においては、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進めることとする。

また、特に、屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要である。

4 受動喫煙防止措置の具体的方法

(1) 施設・区域における受動喫煙防止対策

全面禁煙は、受動喫煙対策として極めて有効であると考えられているため、受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。全面禁煙を行っている場所では、その旨を表示し周知を図るとともに、来客者等にも理解と協力を求める等の対応をとる必要がある。

また、少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましい。

(2) 全面禁煙が極めて困難である施設・区域における受動喫煙防止対策

全面禁煙が極めて困難である場合には、施設管理者に対して、当面の間、喫煙可能区域を設定する等の受動喫煙防止対策を求めることとし、将来的には全面禁煙を目指すことを求める。

全面禁煙が極めて困難である場合においても、「分煙効果判定基準策定検討会報告書」（平成14年6月）等を参考に、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないことはもちろんのこと、適切な受動喫煙防止措置を講ずるよう努める必要がある。喫煙可能区域を設定した場合においては、禁煙区域と喫煙可能区域を明確に表示し、周知を図り、理解と協力を求めるとともに、喫煙可能区域に未成年者や妊婦が立ち入ることがないように、措置を講ずる必要がある。例えば、当該区域が喫煙可能区域であり、たばこの煙への曝露があり得ることを注意喚起するポスター等を掲示する等の措置が考えられる。

○ **受動喫煙防止対策について**（平成22年7月30日付け厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長事務連絡）（抜粋）

（施設の出入口付近にある喫煙場所の取り扱いについて）

法第25条では、「受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」ことと規定している。

法第25条の「受動喫煙」には、施設の出入口付近に喫煙場所を設けることで、屋外から施設内に流れ込んだ他人のたばこの煙を吸わされることも含むため、喫煙場所を施設の出入口から極力

離すなど、必要な措置を講ずるよう努めなければならないところである。

なお、施設を訪れる人が、その出入口において、たばこの煙に曝露されることも指摘されているところであり、この点についても、御配慮頂きたい。

図表 2-(3)-② 店舗入口、便所建物入口等に近接して喫煙所が設置されており、たばこの煙が建物内等の非喫煙場所に流れ出るおそれや建物出入口付近で非喫煙者がたばこの煙に暴露されるおそれがあるもの (21 施設)

NO.	休憩施設名	区分	概要
1	大佐 S A (中国道)	上り	店舗建物 (休憩所) 出入口付近に喫煙所が設置されている。
2	大佐 S A (中国道)	下り	店舗建物 (休憩所) 出入口付近に喫煙所が設置されている。
3	神郷 P A (中国道)	上り	便所建物外 (女子用便所外側) に喫煙所が設置されているが、女子用便所上部のガラス窓 (開閉可能) を開けた場合には、たばこの煙が便所内に流入するおそれがある。
4	神郷 P A (中国道)	下り	便所建物外 (男子用便所外側) に喫煙所が設置されているが、男子用便所上部のガラス窓 (開閉可能) を開けた場合には、たばこの煙が便所内に流入するおそれがある。
5	本村 P A (中国道)	上り	便所建物外 (女子用便所外側) に喫煙所が設置されているが、女子用便所上部のガラス窓 (開閉可能) を開けた場合には、たばこの煙が便所内に流入するおそれがある。
6	本村 P A (中国道)	下り	便所建物外 (男子用便所外側) に喫煙所が設置されているが、男子用便所上部のガラス窓 (開閉可能) を開けた場合には、たばこの煙が便所内に流入するおそれがある。
7	江の川 P A (中国道)	上り	便所建物外 (男子用便所外側) に喫煙所が設置されているが、男子用便所上部のガラス窓 (開閉可能) を開けた場合には、たばこの煙が便所内に流入するおそれがある。
8	江の川 P A (中国道)	下り	便所建物外 (男子用便所外側) に喫煙所が設置されているが、男子用便所上部のガラス窓 (開閉可能) を開けた場合には、たばこの煙が便所内に流入するおそれがある。
9	筒賀 P A (中国道)	上り	便所建物出入口付近に喫煙所が設置されている。
10	筒賀 P A (中国道)	下り	便所建物出入口付近に喫煙所が設置されている。
11	深谷 P A (中国道)	上り	便所建物出入口付近に喫煙所が設置されている。
12	深谷 P A (中国道)	下り	便所建物出入口付近に喫煙所が設置されている。
13	朝倉 P A (中国道)	上り	車いす使用者用便所の出入口に喫煙所が設置されている。
14	朝倉 P A (中国道)	下り	車いす使用者用便所の出入口に喫煙所が設置されている。
15	鹿野 S A (中国道)	上り	店舗内の通路と開閉可能な引戸で仕切られた場所に喫煙所が設置されている。
16	鹿野 S A (中国道)	下り	店舗内の通路と開閉可能な引戸で仕切られた場所に喫煙所が設置されている。
17	八幡 P A (山陽道)	上り	便所建物外 (女子用便所外側) に喫煙所が設置されているが、女子用便所上部のガラス窓 (開閉可能) を開けた場合には、たばこの煙が便所内に流入するおそれがある。

NO.	休憩施設名	区分	概要
18	八幡P A（山陽道）	下り	便所建物外（女子用便所外側）に喫煙所が設置されているが、女子用便所上部のガラス窓（開閉可能）を開けた場合には、たばこの煙が便所内に流入するおそれがある。
19	大山P A（米子道）	上り	店舗建物出入口付近に喫煙所が設置されている。
20	加茂岩倉P A（松江道）	上り	便所建物出入口付近に喫煙所が設置されている。
21	加茂岩倉P A（松江道）	下り	便所建物出入口付近に喫煙所が設置されている。

(注) 当局の調査結果による。

【NO. 1】大佐S A（上り）



【NO. 2】大佐S A（下り）



【NO. 3】神郷P A（上り）



【NO. 4】神郷P A（下り）



【NO. 5】本村P A（上り）



【NO. 6】本村P A（下り）



【NO. 7】江の川PA（上り）



【NO. 8】江の川PA（下り）



【NO. 9】筒賀PA（上り）



【NO. 10】筒賀PA（下り）



【NO. 11】深谷PA（上り）



【NO. 12】深谷PA（下り）



【NO. 13】朝倉PA（上り）



【NO. 14】朝倉PA（下り）



【NO. 15】鹿野SA（上り）



【NO. 16】鹿野SA（下り）



【NO. 17】八幡PA（上り）



【NO. 18】八幡PA（下り）



【NO. 19】大山PA（上り）



【NO. 20】加茂岩倉PA（上り）



【NO. 21】加茂岩倉PA（下り）



図表 2-(3)-③ 灰皿が設置されているが、当該場所に喫煙所等の表示がないもの（12 施設）

NO.	休憩施設名	区分	概要
1	神郷 P A（中国道）	下り	喫煙所と表示された場所以外に、1 箇所（便所建物外の休憩所のベンチ横）灰皿が設置されているが、この箇所には喫煙所である旨の表示がない。
2	江の川 P A（中国道）	上り	便所建物外（男子用便所外側）に灰皿が設置されているが、喫煙所である旨の表示がない。
3	深谷 P A（中国道）	上り	便所建物出入口付近に灰皿が設置されているが、喫煙所である旨の表示がない。
4	深谷 P A（中国道）	下り	便所建物出入口付近に灰皿が設置されているが、喫煙所である旨の表示がない。
5	伊佐 P A（中国道）	上り	便所建物とは別の建物（上屋）内に灰皿が設置されているが、喫煙所である旨の表示がない。
6	下松 S A（山陽道）	下り	喫煙所と表示された場所以外に、2 箇所（「星座の小経」上の休憩舎及びドリンクコーナーの箇所）、灰皿が設置されているが、この箇所には喫煙所である旨の表示がない。
7	佐波川 S A（山陽道）	上り	喫煙所と表示された場所以外に、2 箇所（東屋等）、灰皿が設置されているが、この箇所には喫煙所である旨の表示がない。
8	佐波川 S A（山陽道）	下り	喫煙所と表示された場所以外に、2 箇所（東屋等）、灰皿が設置されているが、この箇所には喫煙所である旨の表示がない。
9	金城 P A（浜田道）	下り	東屋に灰皿が設置されているが、喫煙所である旨の表示がない。
10	蒜山高原 S A（米子道）	下り	喫煙所と表示された場所以外に、1 箇所（休憩舎）、灰皿が設置されているが、この箇所には喫煙所である旨の表示がない。
11	加茂岩倉 P A（松江道）	上り	便所建物出入口付近に灰皿が設置されているが、喫煙所である旨の表示がない。
12	加茂岩倉 P A（松江道）	下り	便所建物出入口付近に灰皿が設置されているが、喫煙所である旨の表示がない。

（注）当局の調査結果による。

【NO. 1】神郷 P A（下り）



【NO. 2】江の川 P A（上り）

図表 2-(3)-②の NO. 7 と同じ。

【NO. 3】深谷 P A（上り）

図表 2-(3)-②の NO. 11 と同じ。

【NO. 4】深谷 P A（下り）

図表 2-(3)-②の NO. 12 と同じ。

【NO. 5】伊佐 P A（上り）



【NO. 6①】下松SA（下り）



【NO. 6②】下松SA（下り）



【NO. 7①】佐波川SA（上り）



【NO. 7②】佐波川SA（上り）



【NO. 8①】佐波川SA（下り）



【NO. 8②】佐波川SA（下り）



【NO. 9】金城PA（下り）



【NO. 10】蒜山高原SA（下り）



【NO. 11】加茂岩倉PA（上り） 図表 2-(3)-②の NO. 20 と同じ。

【NO. 12】加茂岩倉PA（下り） 図表 2-(3)-②の NO. 21 と同じ。